

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和2年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
8番 廣瀬雅一君、9番 竹田 努君。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
令和2年3月12日に開われました、令和2年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 2番 手塚昌宏君。  
○2番(手塚昌宏君) 令和2年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 手塚昌宏。  
議会運営委員会報告書。  
令和2年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。  
記 1. 会議開催状況。  
開催日 令和2年6月15日 出席者は記載のとおりで、欠席委員はございませんでした。  
2. 令和2年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 今定例会の会期については、6月18日から6月19日までの2日間としたい。  
18日には本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議を行う。  
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。  
議事日程番号10から12及び18から27までは一括議題とする。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。  
(3) 付議案件は、議案8件、報告2件、同意案10件、発議案1件、意見書案4件である。

(4)一般質問者は5名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分の時間制で実施するものとする。

3. 令和2年第2回木古内町議会定例会における新型コロナウイルス感染対策については、議長より発言がございましたので、割愛させていただきます。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から6月19日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの2日間と決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和2年3月12日に開かれました、令和2年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

令和2年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況並びに、2の所管事務調査項目につきましては、記載のとおりでございます。

3. 調査報告をいたします。

(1) 第2期木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

表題の総合戦略が示されました。この総合戦略は、令和2年度以降の5か年で人口減少の抑制及び少子高齢化に重点をおいた戦略であるが、第1期と同様のものが多く、将来的に人口減少に歯止めがかかるか不安な内容でありました。

今後は、毎年、総合戦略について関係課と協議検討し、見直しを行いながら効果的な施策の展開が望まれる。

(2) 木古内町公共施設等総合管理計画について。

こちらの計画については、政策予算及び振興計画との整合性等を含めて調査を実施する予定としていましたが、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言中における常任委員会の開催は困難と判断したため、常任委員会の開催を中止とした経緯がございます。

よって、木古内町公共施設等総合管理計画については、継続調査といたします。以上です。

**○議長(又地信也君)** 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

## 行 政 報 告

**○議長(又地信也君)** 日程第6 行政報告。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 行政報告をさせていただきます。

新函館農業協同組合木古内支店金融部門廃止にかかる対応についてです。

新函館農業協同組合木古内支店金融部門廃止につきましては、4月3日に新函館農業協同組合主催の地域懇談会において、当町の組合員へ説明があり、4月14日の新函館農業協同組合の総代会において、木古内支店金融部門の廃止案が示されました。

4月30日には、町に対し、新函館農業協同組合組合長から木古内支店金融部門の廃止についての説明がありました。

これを受け、6月4日に各農業団体の代表者のかたとの意見交換を行い、木古内支店金融部門の廃止は、農業者の営農に影響を与えるだけでなく、口座振替など利用する町民へ与える影響も大きいことから、町と各農業団体が連携を図り、廃止見直しに向け、働きかけることを確認したところです。

今後につきましては、6月下旬に、新函館農業協同組合組合長と面会し、各農業団体と連名で木古内支店金融部門廃止の見直しを求める要望書を提出する予定です。

木古内支店は、長年地元の金融機関として果たしてきた役割は大きく、金融部門の廃止は、町民の生活に与える影響も大きいことから、金融部門廃止についての見直しを求めていますと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 町長から行政報告が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

## 一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) 5番 安齋 彰でございます。

私からは、医療現場への支援について、質問させていただきます。

本年2月に発生し、世界的流行となった新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言を発令後は、住民に不要不急の外出の自粛などを求めたため、経済に甚大な影響が出ているだけでなく、生活スタイルを変えなければならないほどの事態となっています。

5月25日に緊急事態宣言は解除されましたが、いまだ先が見えない状況に変わりありません。

当町においても、国保病院では新型コロナウイルス流行初期に感染事例があり、医療従事者には自身の感染危機にもさらされる中、相当な責任と重圧に耐えながら現在も勤められています。

今後、医療従事者が安全に働き続けられる、また住民が安心して通院できる病院にすべきであると考えますので、以下の点について、町長の見解を伺います。

質問1. 町内の医療施設への財政支援について。

町内の医療施設に対し、従事者が安全に業務を遂行できるよう現場で不足している医療専用マスクなどの医療用品や機器の調達、危険職種手当など、財政的支援が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 5番 安齋議員のお尋ねにお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に係わる医療従事者の方々には、感染リスクを抱えながら最前線で厳しい勤務にあたっておりますことに、心より感謝と敬意を表します。

お尋ねにあります町内医療施設の医療物資につきましては、厚生労働省において、新型コロナウイルス患者の対応を行う医療機関に対し、毎週水曜日にWEBで報告をする医療機関週次調査に基づき、不足が見込まれる物資が提供されるシステムが構築されました。5月23日から運用を開始したことにより、町国保病院における医療物資は安定的に供給されており、町内の民間医療機関においても医療物資の不足の状況はないということを確認しております。

また、医療機関への支援については、国の第1次補正及び第2次補正において、緊急包括支援交付金制度として、感染症対策、相談窓口設置、医療機器整備などの事業に対する財政措置があり、町国保病院では、この交付金制度の活用により医療機器などの導入の準備を現在、進めているところです。加えて、発熱外来や病棟で直接患者と係わった医療従事者に対し、人事院勧告の改正を参考といたしまして、特殊勤務手当である危険手当の支給を検討しております。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染者へ医療提供する医療機関に対し、地方創生臨時交付金の活用などにより支援することを検討しており、今後とも、医療従事者の皆さんが安心して働ける環境の整備に全力で努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) 支援を検討しているということは、非常に嬉しく思います。ただ、二次・三次という拡大が起これば状況は一変します。そうなった時にまた医療体制が整わないということも考えられますので、その辺は十分注意してやっていきたいというふうに考えます。この得体の知れない病気の流行初期に感染が発生し、それに対応しなければならなかった医療従事者の心情は、いかばかりだったかと。医療従事者本人だけでなく、その家族も濃厚接触者として誹謗中傷や差別的な扱いと感ずるケースもあったと聞いています。もっと早い時期に支援ができれば、なお良かったなというふうに感じます。

計り知れない見えない恐怖と戦ってくれ、院内感染やクラスターを発生させなかった当町の医療施設の従事者には、感謝の気持ちでいっぱいです。この支援は、町民の有志と暮らしを守ることにつながっています。言葉だけでなく、気持ちを見える形でこれに応えていただきたいと思います。町長は、町政執行方針で地域医療確保、病院事業に関する執行方針でも「安定した経営で、地域医療を継続して担って、体制の構築に努めていく」と述べられました。医療現場が安全に業務を遂行できないのであれば、医療従事者が確保できなくなる事態も考えられます。その場合当然、病院経営に悪影響となることは必至です。また、町民が安心して受診・入院など治療できる病院として維持できなくなるでしょう。国でも医療現場への支援をするでしょうが、当町としてより良い支援を確実に実施し、環境整備をするように要望し、質問を終わります。以上です。

○議長(又地信也君) 5番 安齋 彰君の一般質問が終わりました。

次に7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤 巧です。

新型コロナウイルス感染症に関する対策について。

全国的には、緊急事態宣言が解除されたところですが、北海道では道央圏において感染者が発生している状況を見ると、まだまだ安心できる状況ではありません。

当町においては、2月末に一人の感染者が出て以来、幸いにも次の感染者を出すこともなく現在に至っております。

また、給付金等においては、スピード感をもった行政の対応について、敬意を表するところでございます。

最近では、緊急事態宣言も解除され、当町においても6月から学校の再開、飲食店の自粛要請が解かれ、元の生活に戻りつつあるところ、報道などから「次の波が」というのを見聞きするたび、「クラスターが発生しないか」など不安が募ってくるところでございます。

そこで、次の2点について町長にお伺いいたします。

一つ目、PCR検査の体制について。

この検査は、道南の担当が渡島保健所であることは承知しておりますが、万が一、新型コロナウイルスの感染が集団で発生した場合、現在の体制では対応が難しいと考えるところで、渡島で新型コロナウイルス感染者が発生していないまだからこそ、渡島保健所や医師会を含め、関係市町等と協議し、新型コロナウイルス感染症に対する体制を構築すべきと考えるが、町長のご意見を伺います。

二つ目、新生児に対する特別定額給付金について。

国は、基準日（4月27日）以降に生まれた新生児は給付の対象外としておりますが、現在のところ当町においても給付の対象となっておりません。

しかし、基準日以降で年度内に出生した子どもを対象にして、給付金を給付している市町村もあることから、当町においても独自に給付金を給付すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

**○議長(又地信也君)** 答弁を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 7番、相澤 巧議員のお尋ねにお答えいたします。

はじめに、PCR検査の体制についてですが、PCR検査は、指定医療機関において実施されており、町内では、町国保病院が渡島保健所の判断でPCR検査を実施し、検体は全て渡島保健所が回収し、道立の衛生研究所で検査を実施しております。

このほか、道南においては、5月25日に函館市医師会が函館市内にPCR検査センターを開設し、比較的軽症で、医師がPCR検査が必要と判断した人を対象に検査が実施されており、検査態勢の拡充が図られたところです。

また、今後、町の国保病院では抗原検査を実施することを検討しております。

町内でクラスターが発生した場合ですが、渡島保健所の指示に基づく対応が基本となっており、必要に応じて北海道、函館市保健所、医療機関、事業所等で構成する「広域支援チーム」を編成・派遣し、対応する体制がすでに整っている状況でございます。

なお、陽性患者につきましては、市立函館病院などの指定医療機関へ搬送されることとなっておりますが、指定医療機関が満床の場合を想定し、町の国保病院において軽症者の受け入れができるよう、現在準備を進めている最中でございます。以上です。

次に、新生児に対する特別定額給付金についてですが、まず当町が実施しています特別定額給付金については、5月15日から申請の受付を開始いたしまして、8月14日までの申請期限となっております。

給付状況についてですが、6月12日現在で、4,014人中3,970人と、98.9%に給付を終えたところでございます。

お尋ねにもあるとおり、特別定額給付金の基準日は4月27日となっているため、翌日以降に生まれた新生児は、給付の対象とはなりません。しかし、この新型コロナの不安な状況下で、その中での妊娠期間を経て、出生した新生児を抱える世帯の身体的・経済的負担を軽減するために基準日の4月27日以降に生まれた新生児に対しましても、町独自の支援を検討していきたいと考えております。

子どもは「町の宝」であり、未来であるというそのように強い理念と核を持って努めてま

います。以上です。

**○議長(又地信也君)** 7番 相澤 巧君。

**○7番(相澤 巧君)** 答弁、ありがとうございました。

一つ確認なんですが、国保病院では抗原検査をすることを検討しているということでございますが、この抗原検査についてなんですが、判定まで行うということなんでしょうか。それが一つ。

それから、函館市保健所等含めた広域支援チームが編成されて、もう対応する体制がすでにできているということです。この部分については安心しました。いずれにしても、コロナウイルスというのはいつどこで発生するものかわからないものです。今後ともしっかりと対応していただくようお願いします。

二つ目、新生児の特定額給付金の部分で、検討ということでお答えいただきました。

検討させていただくのはありがたいんですが、できれば「実施」という言葉を聞きたかったところです。ご承知のとおり子ども、当町における子どもは特に宝、我々コロナウイルスで沈んでいる気持ちを喜ばしてくれる宝です。聞いたところによりますと、町内では妊娠されて出産の準備されているかた、6人ほどおられるということでございます。大きい金額でもないと思います。ぜひこれを実施するというので、お答えできないものでしょうか。よろしくお願いします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** まず、2点目の新生児に対する特別定額給付金について、お答えさせていただきます。

相澤議員と私も同じように、再質問を聞いて「子は宝」とおっしゃいまして、私もまさにそのように思っております。できるだけスピード感を持ち取り組んでいくところですが、今回、制度設計に若干調整するのにかかっております。北海道でも近場ですと北斗市でしたり、実施している自治体があるのですが、いわゆる申請期限がそれぞれの自治体によって違うんです。それで、我が町の実情、そして該当の子ども達、おそらく対象者5人で、1人がもう生まれていらっしゃるというふうに把握はしているんですが、我が町の実情、そしてスピード感を持ち、制度設計ではまずしっかりと進んでいきたいとそのように思っておりますので、相澤議員と同じ気持ちで進んでいるとそのように理解していただければと思います。

1点目の抗原検査について、病院の平野事務局長から答弁をさせます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 病院事業事務局長。

**○病院事業事務局長(平野弘輝君)** それでは、お尋ねの抗原検査のことにつきまして、ご説明申し上げます。

抗原検査につきましては、当院がPCR検査を実施しているということで、北海道のほうから実施を希望する場合については、契約をした上で抗原検査を実施できるということになっております。ただ現在、抗原検査を実施するにあたっては、感染対策が十分ではありません。ご承知のとおり、コロナウイルスにつきましては、感染が制御というのが非常に重要なことになっておりまして、これをするためには検査室に特別な安全キャビネットというものを配置することで、感染を制御することができます。このため現在、国の交付金を活用して、この安全キャビネットを購入する予定でございますので、購入し次第、当院で抗原検査ができるような契約を北海道と締結する予定でございます。

また、抗原検査につきましては、PCR検査より早い時間、30分程度で検査結果が判明するんですけども、感度が低いという理由もありますし、また陰性という結果が出た場合につきましては、必ずPCR検査をするというようなシステムになっておりますので、その辺は検査は二度やるという患者さんの負担がありますので、契約を締結したあとも適宜適切に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) このPCR検査ももう準備中ということで、安心しました。ぜひコロナ対策については、ぬかりのないように進めていただければありがたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君の一般質問を終了いたします。

次に6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田昭男でございます。

私の質問は、一問としております。

お題目は、我が町の水産振興についてでございます。

令和2年第1回木古内町議会臨時会において、鈴木新町長の所信表明が行われたところです。

この所信表明は、多岐にわたる政策となっており、新町長の思いが大いに感じられる内容と感じております。

その多くの政策の中の一つに、「水産業元年」と位置づけ、「力強く政策を進めてまいります」と記載しています。

私は、3月定例会において前大森町長に対する一般質問で、「我が町の水産業活性化について」と題し、当町の漁業が危機的状況にあることについて議論をしてみました。

このような状況の中、新たな思いを抱く新町長には、一次産業全体への新たな振興策に期待を寄せております。

一方で、我が町の漁業衰退に歯止めをかける振興策を打ち出すためには、関係機関とのさらなる連携強化が必要不可欠であり、急務と考えます。

すでに新町長の政策予算として、一次産業への振興策「漁業者への支援予算」のお示しがあったところですが、次の2点について町長にお尋ねいたします。

1点は、町長が所信表明に掲げる「水産業元年」とは、どういうことなんでしょうか。これが1点。

二つ目に、漁業振興での行政支援策、つまり政策予算の考え方についてお尋ねを申し上げます。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 6番、新井田議員のお尋ねにお答えいたします。

はじめに、所信表明に掲げる「水産業元年」とはですが、議員おっしゃるとおり私自身、町の水産業の衰退に大きな不安を感じております。

選挙活動、そして政治活動中に多くの漁業者のかたとお話をさせていただきましたが、ご意見を聞かせていただく中で、たくさんの課題があることを確認させていただきました。

町の水産業は、水産資源の減少による水揚げ額や高齢化と後継者不足による漁業従事者の減、必ずしも満足ではない収入など、マイナスのイメージが強く残っているのが現状であり



ます。

この状況を打開するため、本年を「水産業元年」と位置づけ、漁業発展の取り組みを、力強く一步一步進めてまいりたいと考えております。

町の水産業の推進を図るには、水産資源の増加やその水産資源を守る方策、担い手の確保や漁業収入の安定化を図るための一定の支援策が必要であると考え、目指すべき姿を描いたロードマップが必要であると考えました。

「水産業元年」と位置づけした理由ですが、先ほど説明もさせていただきましたが、町の水産業の現状は極めて厳しい、このままでは町の水産業は衰退の一途をたどる。そして、いままさに漁業者に対する支援をいま行わなければならないとの思いからで、これらを実行する初年度、また町の水産業の幕開けという意味を込めて「水産業元年」というワードを使わせていただきました。

町の水産業がこれから再生して、発展するための新たな出発点となる1年目であります。

私自身の強い決意の表れと感じていただければと思います。

こうした事業を行う上で、漁業者はもちろんですが、上磯郡漁業協同組合や北海道、渡島地区水産技術指導所、また近隣の市町との連携が大変重要であり必要であります。さらなる関係の強化を図ってまいりたいと思います。

町の水産業の発展を目標に、海で働く方々の収入向上を目指し、水産資源を確保し、守り、併せて漁業者の育成も図っていきたくて考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

これが所信表明に掲げる水産業元年の説明であります。

次に、漁業振興での行政支援策、政策予算の考え方についてお答えいたします。

漁業者の平均年齢が70歳を超え、毎年廃業する漁業者が出ている中で、現在の組合員数は27名となっております。

過去には、木古内の海は活気があり、家族総出で漁をしていた時代があったと聞いております。

活気ある木古内の漁業を取り戻すため、漁師さん一人ひとりの声を聞いて、その想いをカタチにして、制度設計をしたものが今回提案させていただきます「木古内町漁業者チャレンジ応援補助金」です。

これは、「資源を確保し、資源を守り、漁業者の育成を図る」この三本柱、三つの柱で新たな水産業振興を目指していきます。

この制度は、五つの個別事業を一つにパッケージ化して、制度として創設をいたしました。

その五つですが、一つ目は栽培事業、養殖事業、漁業活動支援事業、人材育成事業、漁業総合支援事業、この五つの事業をうまく組み合わせ、漁業者さんにとって有意義な補助制度となるように実践してまいります。

また、町の漁業振興のために覚悟を持ち、しっかりと取り組んでまいります。以上です。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 答弁、ありがとうございました。

非常に内容については、所信表明含め、また政策の一次産業の支援の内容含めて、まさに必要不可欠な内容と理解しております。ただ、町長が大きな声でいまの「元年」という謳い文句と、それと振興に関わる部分のお話を力強く述べていただきました。ただ、非常に残念なのは、これから審議される部分当然あるんですけども、今回の政策の部分で五つの政策

の予算が計上されております。その中の一つが、いま私がちょっと尋ねております、一次産業の支援と。この総額がトータルで5億8,500万円ちょっとなんです。一次産業の支援っていうのは、1,980万円ですよ。これ構成比で見ると0.34%ぐらいしかならないんですよ。いまのお力強いお言葉に大変私も感銘しているんですけども、どうも金額ベースでいったら、もうちょっとやはりどうなんだろうという思いがあります。

もう一つは、内容はこの五つのパッケージにしていますけれども、町長もおそらく1月の20日だったと思いますけれども、毎年やっている議会懇談会やっています。漁組との懇談会を持った時に、私、資料いただいております。おそらく町長ももらっていると思いますけれども。この資料を見ますと、ほとんどがいま町長がこの五つのパッケージといった部分がこの時に要望された部分とほとんど変わっていない状況だと私は思っているんです。

残念なのは、その要望に応えるというのは非常に大事なことですし、私もそうだとそんなふうに理解はしています。ただ、この五つのパッケージの内容を見ますと、ほとんどがいま言ったように漁組さんの言葉が網羅されていると。残念なのは、この振興策の中で養殖っていうのは確かに、養殖栽培とか養殖業っていうのは今後出てくるんですけども、そこについての具体的な提案がされていなくていうことです。これは、つまり漁組さんそのものが困っていることに対しては、この書面でお願いしますと、どうか援助してくださいと。ただ残念なのは、漁組さんも「実はこういう事業展開したいんですけども、行政さんよ」と、「何とか力を貸してくれ」とそういう提案が一切ないんです。さらに残念なのは、いま言ったように行政もその姿勢も非常に思いはわかります。ただやはり、安定的な収入だとか雇用云々だとか、非常に言葉とすれば十分理解できますし、そのとおりだと思うんですよ。この辺の政策、これがちょっと私は大変非常に申し訳ないんですけども、非常に手薄さを感じる。この辺のやはり確かに五つの部分は先ほどくどいようですけども、町長政策は非常に前向きな考えを持っているとそういうふうには理解しますけれども、やはり個々について見ていくと、どうもいまいち総体的な構成比見ていくと、やはりどうもちょっと足踏みせざるを得ないのかなとそんなふうに私は思うところです。

きょうも実は私、5時頃を起きてちょっと海辺を見たんですよ。そうしたら、私の前浜っていうのは青森がここもそうだけれども、非常にきょうは風が良くて、たった一艘だけです。

おそらく3.99 t か4.99 t の船、それに関わる和船が一艘だけ操業しておりました。非常にこれ毎回私、前浜見る機会が多いんですけども、非常にこれは大変ないつも思っているんです。大森さんの時も何とかしなきゃいけないですよということできたんですけども、なんか今日まで同じような流れできているんですけども、その辺の例えば養殖なんかでもいろんな養殖があって、新聞紙上きょうも二海サーモンという事業展開がされて、それはなんか軌道に乗っていると。そんなこともいろんな各漁組さんも試行錯誤しながら、いろいろ事業展開しているんですよ。だから、そういう部分をやはり情報共有しながら、やはり良いところは横展開していくと。そういう姿勢も大事じゃないかと思うんです。まずその点を養殖に対する思い、構成に対する思いというのをもう1回お尋ねしたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員のお尋ねにお答えいたします。

確認ですが、構成っていうのは何の構成ですか。いままで何十年と我が町どうだったでしょう。この半分以下だったんです。そこに1,500万円のある程度漁師さんの実情にあわせ

て、漁具だったり船だったりそういったものに対応する、そういった1,500万円を積ませていただきました。確かにそれで満足でいく金額ではないと私もそう思います。ですが、大切なのはいままで取り組めなかったことに一歩ずつでも取り組んでチャレンジしていく、それによって少しずつ漁師さんが元気になっていく、その積み重ねであると思っております。

ですので、「漁業元年」という意味ももう一度しっかりと私もお伝えしなきゃいけない、これが完成形ではないということです。まずは、ここからしっかりとスタートさせていただきたいとそういった思いの表れです。

それで今回、私が徹底的にこだわったのは、いま「漁組さん」という言葉がありましたが、漁師さん一人ひとり、その実情と気持ちと全てをできる限り声を集めて形にしたんです。

これは、いままでよくあった議論では、町と漁組と漁師さん、同じ方向を見なきゃだめなんです。でもそれがいままで満足だったかということ、新井田議員も同じ気持ちだと思うんです。決してそうではなかったかもしれない。ですが今回、漁師さんのまず声を一つひとつを形にする、その中で最初の答弁でも締め言葉として言わせてもらいましたが、関係機関とのしっかりとした連携が必要であると。新井田議員からいただいたご指摘は、ごもったもであるという部分と同時に、これから町としましてもより力強い決意で取り組んでまいりたいと思います。

そして、新井田議員におかれましては、やはりこの海という部分で非常に過去の一般質問でしたり、議員活動の中で重点を置いていらっしゃると思っております。引き続き、町の漁業発展となるようなアドバイスをいただきながら、ご指摘を参考にさせていただきながら、しっかりと努めてまいりたいと思っております。

それと、養殖のほうですが、担当課長から説明させます。よろしく申し上げます。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** それでは、まず養殖事業の関係について、ご説明をさせていただきます。

まず今回、ホタテ、カキの養殖事業の種苗購入の半分の補助を出させていただきたいと思っております。これについては、当然町の養殖漁業者さんの生活の安定というものをまず第一にあります。また、養殖漁業者さんの資源の確保、これも重要なことだというふうに思っています。また今回、ホタテ、カキについての養殖事業の展開を図る上で、新たな漁業者さんの展開も一定程度視野に入れております。

また、その他の養殖業、例えばコンブ、あるいはワカメにつきましては、漁業活動支援事業の中で、ロープの購入ですとか乾燥機等の購入なんかも補助とすれば一定程度ありますので、そこら辺を上手く使っていただいて、養殖事業の展開を図ってまいりたいというふうに思っております。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 町長の思いを再確認はちょっとさせていただきました。ただ、担当課いま話出ましたけれども、聞かれることの委員会では、予算も含めた審議も含めた中でやはり現場の声が必要だよねと、現場やはり聞いてよということも何回かお話をさせていただきました。おそらくそういう部分も網羅されている部分は当然あるというふうな認識はしていますけれども、ただ、いまちょっとカキだとか新規の部分、そういう部分の種苗に対する手当をしたんだというようなことなただけれども、ウニだとかあるいはカキ、アワビやっ

いるんだけど、それなりの当然ながら成果は出ている。ただ、私が言いたいのは、やはりいままでやってきたことはやぶさかでは、そのまま結果として出るわけですから。そして、会員の皆さんとか組合員の皆さんに還元できているわけだから、それはそれでいいですよ。ただ、先を見ていまして少なくとも町長含め、担当課も含め、いまの我々の漁家の分析をされているわけだよ。70歳以上だとか、あるいは27人だとか、もうこれから立ち入らないとかという思いが当然その先にあるわけでしょう。そうした中で、いままでやってきたことは、それは何も私は別に否定することも何でもありませんよ。大いにやってほしいです。ただ、プラスアルファとして、やはりこの先を見据えた中でいけば、いろんな先ほど私言ったように、いろんな漁組さんも悪戦苦闘している中で、成功を成し遂げているところもあるわけですよ、陸上養殖、海上養殖。先ほども言ったように、海藻っていうのは漁組さんの資料でも満度ですよ。ほぼ計画どおり推移されている。見えない漁業っていうのは、いわゆる採る漁業っていうのは、全く鮭然り、カレイ・ヒラメ然り、そういう見えない漁業、いわゆる採る漁業に関しては、全くの大変な大赤字ですよ。だから、漁組で例えばそれを打破するために、資金を上乗せしなきゃならない。上乗せするためには、組合員からさらに出資を募って、要するにそういう部分も謳っているわけですよ。だから、そういう部分でいけば確かにそういうことも必要なかもしれないけれども、私が不満なのはやはり行政としても組合員に物申す、物申すということは提案をすると。漁組も行政に対してこういう提案があるから、それに対して支援してくれっていうお互いのそういうことが大切だと私は言っているんですよ。何もいまやっていることに対しては問題ありません、大いにやってください。否定するなんて一つも私は言っていないから。ただ、先を見据え、あるいは雇用のどうだこうだっていう中で、やはりそういう目線も当然必要ですし、何回も言っているんだけど、養殖事業なんていうのはきょうやったからあした成果が出るっていうことではないんですよ。2年も3年もかかる。だから、そういう部分でいけばいまから一步一步、町長が言ったように一步一步やっっていけないとこれ採る漁業なんていうのはしれています、この辺。私は、大変申し訳ないけれども、漁組はいま例えば知内方面しか目向いていないですよ。悪いけれども、怒られるかもしれないけれども。そういう中で、もう少し我が町の資源確保だとか言葉では言えるんです。だけれども、行なうは難しですよ。そのためにやはりいまから一步一步やっっていけないと町長が言った言葉が「何だ言っただけでないか」そんなふうに捉えられたくないから、私もこうやって青筋立てて言っているんですよ。決して町長が言っていることは理解していますし、本当に前向きに考えているな、漁組のために考えているなっていうのはわかります。

ただ、プラスアルファとしてお互いのそういう提案を持って、同じ事業費を使うんだったら、やはり成果が出てハイリターンとして町に戻ってくるようなシステム作ったほうがいいですよ。どうですか、いまのこの五つのパッケージの1,000何百万が一般会計ですよ。つまりパーセンテージでいけば、約90%が一般財源使っているんですよ。だから、そういう部分でいけば非常に重要な一般財源を町長の思いで使っていくんだと。担当課も含めてやはりこの辺は、意気に感じなきゃいけないと思いますよ。そして成果を生む、そのためには成果を生むっていうことは、雇用も含めてあるいは漁家の収入も含めて、トータル的な部分をやはり視野にしていけないとやっていることにどうだどうだって言ったって、そんなもの当たり前の話ですよ。先を見据えたことにどうやって提案していくんだっていうことを私は言いたいんです。もう1回その辺聞きたいです。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員のお尋ねにお答えいたします。

先ほどの相澤議員同様、新井田議員も私と同じ気持ちで、熱い心を持って一次産業のことを思っているんだなというのが伝わってまいりました。確かにおっしゃることでもっともな部分もあるのですが、一般財源の中で結局多いのがどうなのか少ないのがどうなのか、ちょっとそのあたりのご質問の趣旨が理解なかなか難しかったです、要するにたぶん多いとか少ないとかそういうことよりも、漁業者さんの声を聞くのは大事だと。だけれども、いまを守ることが未来を作る。だけれども、しっかりと未来のビジョンも作って、考えて、目標を作って、そこに向かって取り組んでいこうと。そのためには、漁師さんと町側だけではなくて、漁組だったり大学だったり研究所だったり、もちろん議会も町民も含めて、みんなでやっていきたいと思いますとたぶんそういったことを気持ちとしておっしゃりたいんだなと受け止めさせていただきましたので、今後ともこの制度がこれで終わりではないんです。これが最初の姿なんです。これをより成長させていくためにも、議員皆さんのお力を借りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) ちょっと少し熱くなった話をして、大変聞きづらい部分もあったんじゃないかと思えます。

町長には、ぜひそういう思い、私どもの思いも含めて、鋭意努力させていただいて、やはり今後につながる施策を大いに構築させていただいて、我が町のためになるような政策をどんどんどんどん打ち出していただければなと思えます。

あともう一つは、やはりいまちょっと触れましたように、いずれにしたって財源があるわけです、事業展開するためには。だから、そういう部分でいけば何回も申し上げますけれども、やはりその事業展開踏襲した中で、それを町のためにまたリターンとして帰ってくるようなそういう仕組みをもうちょっと考えていただきながら、そして成果の生む。これは、担当課としては非常に厳しいことになると思うんです。でもこれは、やっていかなければならないんですよ、私はそう思っています。ですから、決して私がいま青筋立てて言ったことは、決して担当課が良いとか悪いとかでなくて、思っていることだけは認識させていただいて、今後ともぜひまた一次産業、産経あるいは皆さんに関わる部分に関しては、もう力抜くことなく頑張っていたいただきたいとそんなふうに思っ質問を終わりたいと思えます。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君の一般質問を終わります。

次に8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 8番 廣瀬雅一でございます。

鈴木町長、所信表明にかかる移住・定住・企業誘致についてのご質問でございます。

国では、人口の東京一極集中の是正に向け、総合戦略を策定し、地方の就業者数を100万人増やすことを掲げており、地域の活力を高めるには、自治体の意欲や創意工夫が強く求められております。

これに伴い、当町においては、平成27年度に第1期木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、施策を展開してきておりました。今年度から第2期の計画へと移行しております。

私は、昨年から、人口問題や企業誘致について一般質問を行ってきました。当町としても

様々な人口減少対策等の施策は行ってきてはいたんですけども、どうも人口の減少の鈍化は多少あったと思いますけれども、移住・定住・企業誘致については、大きな効果が見えていないというのが現状でございます。

この新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の働き方や生活実態が大きく変革すると予想されているいまが、町として挑戦するチャンスであると考えております。

所信表明には、最も重要なのは「雇用の創出」「子育て支援」「移住対策」をより充実させ、魅力あるまちづくりに挑戦し創造していくことと記載しております。

そこで、移住・定住・企業誘致について、どのような施策を考えているのか。また、政策としてどのような展開をお考えなのか町長にお伺いいたします。

**○議長(又地信也君)** 答弁を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 8番、廣瀬議員のお尋ねにお答えいたします。

移住・定住・企業誘致については、交通の要衝としての町の優位性を最大限に活かし、複数の政策を連動させる、そして相乗効果をあげることが必要であると認識しております。

例えば、事業をパッケージ化にして実施し、より効果の出る施策とするということも検討してまいります。

第一次産業の支援、とりわけ先ほどの一般質問でもありましたが、ことしを「水産業元年」と位置付けまして、新たな補助制度の創設などにより漁業者支援と新規就業者の創出に向け取り組んでまいります。

農業や林業においても、第一次産業後継者支援事業の継続、小規模企業経営改善支援事業、そして企業振興促進補助事業の活用により、後継者の育成、事業の継続に向けた取り組みをさらに力強く推し進めてまいります。

商工業に関しましては、木古内中小企業・小規模企業振興基本計画をもとに、経営改善等の支援事業を活用していただき、事業振興の取り組みを支援いたします。

また、庁舎内の1階において無料職業紹介所の運営による求人情報の周知や、東京圏からの移住を促す「わくわく地方生活実現政策パッケージ事業」の実施を想定しております。

アフターコロナを想定した場合、都市部から地方への移住希望者が増加することも考えられることから、我が町は他の自治体との差別化をしっかりと図り、我が町を選んでいただけるような働きかけを強めていきたいと考えております。

企業誘致については、北海道銀行と締結している包括連携協定に基づく連携強化をはじめ、町のホームページを活用した情報発信などに引き続き取り組むなど、従来の取り組み、そしてここからが重要なんですが、いままで我が町は移住定住・企業誘致ずっとやってきたんです。何十年とやってきたんです。でもなかなか結果が出ない。ですので、ある程度の期間を設けて、集中的な企業誘致の取り組みを徹底的に行うんだとそういった期間を設けることも検討してまいります。

なお、現在、移住定住の取り組みの一つであるセミナー開催や企業誘致に関わる対応は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から見送っているところですが、収束後、速やかに取り組めるよう、準備を進めております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** いまだいたい大枠での施策と。あとは、これから具体的な施策も出て

くるんだろうと思いますけれども、いまちょっと答弁聞いた限りでは、どうしてもやはりまだ内需の施策に重点を置いているところがあるなど。それは当然、大事なことだと感じております。やはり外に向けてのアピールも必要になってくるんじゃないかなという部分もありまして、きょうの北海道新聞の紙面に大きく書かれていました。「脱三密、いまこそ地方移住」ということで、これ見た時にやはりいまがチャンスだっていう考えがまず浮かびます。それで、移住定住、誘致に関してまず優先されるべきことは、この交通環境をまた自然豊かな木古内町、外への発信力、これが重要だと私は思います。もちろん人が出向いての宣伝も必要でございますけれども、これからは並行してSNSの活用も重要になっております。

先日、町長がSNSで発信された「木古内町に来ないで宣言」のように、賛否は様々だと思いますけれども、斬新であり大変町のアピールには私はつながっているかなと思っております。私もインターネット等で調査いたしました。ここに自治体ホームページランキングとかそういう部分がありまして、そこの一文でいま現在、地方はネット活用の絶好のチャンスであり、これを利用しない手はないと。当然、当町もやっているんですけども、また地方は元々非常に多くの支援があり、観光名所や特産品だけではありません。例えば、時間の捉え方や暮らし方のベースにある地方独特の感覚すらも新しいライフスタイルを提案するという意味において、非常に魅力的な資源だと載ってございました。

このように当町ホームページについてもさらに魅力あるホームページにするために、例えばドローンの活用で動画の配信やより詳しい誘致候補、候補地を掲載したり、また閲覧回数増加目標を掲げて、これは協議・考案が必要だと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 質問は3点ほどかと思えます。

まず、今回の一般質問に対して総論での答弁となっております。その各論の部分につきましては、その事業の制度設計だったり予算という部分がまだできておりませんので、一応その部分を理解して一般質問をしていただきまして、配慮していただきましてありがとうございます。

それで、外へのアピール、PRという部分で廣瀬議員おっしゃるように、私自身非常に重要だと認識しております。個人的に木古内町の観光、そしてこういった議会の発信等私自信も6年ぐらいやっているんですが、なかなか「いいね」とフェイスブックで言うと「いいね」なんですけれども、なかなか伸び悩んでいるという状況もあります。

そこで、もちろん町の公式として、私が一理事者としてPRするのも大事だと思うんですが、それで先ほど廣瀬議員からあったのが、ある程度の知名度があるかたというのもとても有効な手段だと思うんです。ですが、おそらく一番大事なのがそれぞれの投稿を平野議員も最近積極的にいろいろ投稿されているんですが、それぞれの投稿をそれぞれでシェアしたり、「いいね」したり、まずそばにいたかたがそれぞれの投稿に共感し、一緒に情報を発信するとそういった基本的な部分がまず必要なのではないのかなと思っております。

地方においてのチャンスというのは、インターネットで考えると関係ないんですよね。地理的なマイナス要因というのが関係ないので、引き続き取り組んでまいります。平野議員も今回いろいろとフェイスブックとインスタグラムやられているんですよね。ですので、廣瀬議員も私と一緒にフェイスブックまずやるところからやっていただければなと思っており

ます。

そして、ホームページの部分なんです私、管内の町のホームページをいろいろ見て、勉強させていただきました。その中で、我が町が劣っているかという私はそうではないと思うんです。ただし、すごく特性があったりとか発信力があるかと言われた時に、よくある町のホームページのレベルだというふうに私自信認識しておりますので、引き続き何か良いアイデア等ありましたら遠慮なく頂戴していただければなと思っております。

あと、移住定住につきましては、世代によって移住者のニーズが様々であります。それで、移住定住を町の施策とする時に、どの世代をターゲットとするのか、会社で都会で退職された世代のかたをターゲットとするのか、それとも子育て世代、子どもを生活する上で自然が多いという意味で提案するのか。また、北海道は観光地、特に函館は観光地としてのすごい発信力があります。ですが、観光地イコール移住定住にとって適しているかというところがまだまだ道南全体はそのレベルまで達していないというのが私もそのように認識しておりますので、なんとかこの北海道新幹線、そして高規格道路が開通するタイミング、これはまさにチャンスだと思っておりますので、なるべくテーマです。おそらく大事なのは私、テーマだと思うんです、外に発信するのが。海にするのか山にするのか、そういった部分ではスピード感を持ちながらしっかりと我が町のターゲットを絞り、やる施策を制度設計も含めて、スピード感を持ちやっていきたいと思っておりますが、なんとかコロナの動けない時期だからこそ、逆にいろいろとそれに備えるという期間では受け止めさせていただいております。

あと、企業誘致の部分ですみません。おそらく可能性として廣瀬議員、テレワークとかそういった部分も考えていらっしゃるのかなと思っております。災害とか感染者が発生したりしても通常と同じように勤務ができたり、あと通勤とか移動時間を考えた時に、やはり今後の新しい働き方のテレワークの導入を考えると、都会よりも我が町のほうがすごく優れている点もやはりあるんです。そういった部分をしっかりと分析して、調査をして、それを施策として、ターゲットを絞ってやっていきたいと思っておりますので、以上です。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** まず、情報発信については大事だという部分とこれは皆さん思っているとします。

町長おっしゃっていたように、決して私は当町のホームページが劣っているとかっていうことじゃないんですよ。いまこそチャンスだからもっと協議して工夫して、外に情報発信するのも必要なという思いです。先ほど新井田議員の海の問題もそうです。漁場は素晴らしい漁場を木古内町は持っております。ここの漁場に来てくださいとやる人がいませんかという発信もまた一つかなという思いもあります。たぶんおそらく町のホームページに入られたかたはわかると思うんですけれども、入っていくと様々いろんな良いことが書いている部分もあるんですけれども、やはり素人というかはじめてやったかたってというのはどうしても不慣れなもので、できれば第一画面にもっとインパクトあるようなものとか、木古内を紹介する先ほど言ったドローンを活用した動画配信だとかというのがあればいいのかなとこれは一種の提案という形にはなっているんですけれども。

今回のテーマというのは非常に大きな問題で、各自自治体も皆さん悩んでいる部分もありますし、難しい部分だと十分そこは承知しております。去年の質問でも前町長からそこは言われています。ただ、この部分に関しては、やはりしつこいくらいに私は言っていけないとわ



ずなかチャンスも見逃してしまうんでないかなという危惧がありますので、そこで私も一般質問の題材に持ってくるっていうところもあります。

それで、ちょっと提案ということじゃないんですけども、お伺いしたいことがあと2点ありまして、当町の先ほどありました第2期まち・ひと・しごと総合戦略策定において今回、SDGs取り組みが示されました。昨日、新聞紙面を拝見しましたがけれども、SDGs推進に積極的な自治体を政府は、SDGs未来都市と選定しております。去年は60の選定し、ことしも30前後追加する予定だと。北海道でも4自治体選ばれております。いずれも持続可能なまちづくりが目標ですとありました。当町でもぜひここは協議して、進められるものなら進めていただきたいなと思っております。

もう1点が、長期計画のPDCAについてです。当町の最上位計画である第6次振興計画について、中間検証は昨年であったと伺っております。検証については、お伺いいたしません。

このたびコロナの影響にて、現在これから大きく変革する時だと思えます。再度、これからのことを考え、いま一度検証し、また対策・計画というのが問われてくるのかなって考えもあるんですけども、行政のほうで町長の考えはどうか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** まず1点目のSDGsの件について、答弁させていただきます。私も政治活動の中で、SDGsの取り組みという部分は、掲げておりました。

ただ、我が町いままでの歴史を見ても自然エネルギー等に対する独自政策というのが全くなかったんです。ただ、隣の町とか少し山のほうに行きますと風力発電だったりとか、あと太陽光発電だったりとか、あとバイオの木を使っていわゆる持続可能な町を作ると。そういった取り組みをしている町がある中、現時点ですといままで取り組みがなかった現状です。

ただ、廣瀬議員言うように持続可能なまちづくりとこれがいままさにいま求められているものだ。これがこれからのまちづくりに求められているものだと私もしっかりとそこは認識しておりますので、今後はまちづくりの中でしっかりとSDGs、そして持続可能な町を進めていくためにもしっかりと調査研究を進めながら、議員の皆さんからもしっかりとご意見をいただいて進めてまいりたい。こちらも本当に総論での大きな枠での答弁となりますが、私自身非常にここは認識しておりますので、そのように思っております。

2点目につきましては、担当課長から説明をさせます。

**○議長(又地信也君)** まちづくり新幹線課長。

**○まちづくり新幹線課長(木村春樹君)** 廣瀬議員の提案と言いますか、質問にお答えいたします。

振興計画につきましては昨年、中間年ということで本来であれば、外部の識者も入れた中で検証を行って後期に臨むべきところでしたが、残念ながら創生総合戦略の2期の策定にあたって1期の検証を行ったり、あるいは2期の事業検討するという中で、なかなか十分にできなかったってことを反省しております。

また、この間、振興計画の実施計画を若干分析するにあたりまして、財政収支計画あるいは今後の個別施設計画と完全にリンクしているかと言えばそうでないところもありますので、それらを含めて再度どのように方向性として持っていくかも含めて、今後さらに検討していきたいと思えます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** 課題を持って検討していくということで、承知いたしました。

あと最後に、今回コロナウイルス感染症拡大により、これは完全に終息は至らないと思います。地域経済の低迷はまだまだ続くと予測されますけれども、木古内町民また事業者に本当に安心安全な暮らしを取り戻し、経済が復活となることを祈念いたします。

また、これまで当町でのコロナウイルス感染症対策について、本当にスピード感ある施策、対応に感謝申し上げるとともに今後、第2次補正に関して地方創生臨時交付金、第2次補正金ということで、この運用に対しても本当に共同で考慮していただきたいと思い質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君の一般質問を終わります。

次に3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** 3番 東出です。

新町長の所信表明について、お伺いしたいと思います。

これからの4年間に向けてスタートを切ったわけですが、町民全ての人が、世代交代とまた新町長は何かをしてくれるのかと期待していると私は思います。

しかし、新型コロナウイルス禍で、多難なスタートを切らざるを得ません。まず最優先はコロナ対策かと思いますが、町長の所信表明の中で「現在と未来を守るために挑戦する町政」を目指すと言っております。町長、任期4年間にやる事業、それから急がなければならない事業のある程度の区別が必要かと思いますが、ここで何に重きを置くかだと思います。そこで、以下の2点について町長にお伺いいたします。

一つ目、これから進める事業の中について。

ハード事業よりソフト事業を中心に進めるべきと私は考えておりますが、町長の考え方を伺いいたします。

それから2.「保健」「医療」「福祉」の充実についてでございます。

これについては、これまで当町の重要な3本柱と認識しております。地域住民が健康で安心安全に暮らせるためには必要不可欠かと思いますが、町長の考え方を伺いいたします。

1点目、お願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 1点目、答弁を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 3番、東出議員のお尋ねにお答えいたします。

はじめに、1点目の所信表明について、これから進める事業についてですが、現在は一定程度の住環境の基盤が整備されており、今後はソフト事業の展開が、移住人口の拡大や定住人口の維持につながると考えております。

また、港団地など公営住宅の建て替え、道路・橋梁の長寿命化、上下水道の整備、居宅介護施設整備など、生活環境の維持向上や福祉施策などの充実も極めて重要と認識しております。

今後につきましては、国や道の政策や当町の財政状況を踏まえつつ、ソフト事業とハード事業のバランスをとりながら施策の展開を図ってまいります。

一番大切なのは、町民一人ひとりの声を形にする。要するに、パブリックコメントをしっかりと重視して、声が反映されるようなまちづくりを進めて努めていきたいなと思っております。

2点目でございます。

次に、「保健」「医療」「福祉」の充実についてですが、子どもから高齢者までがいつまでも住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることができるまちづくりのためには、高齢者福祉、介護福祉、保健・疾病予防や子育て支援などの「保健」「医療」「福祉」の充実が重要であると私も考えております。

特に、人口の約半数が65歳以上の高齢者である当町においては、地域包括ケアシステムの構築が重要であると認識しており、現在、取り組んでいるところであります。

この地域包括ケアシステムの構築にあたっては、保健と福祉を主とする介護予防や生活支援、医療を主とする医療提供体制の維持、そして福祉を主とする住まいの確保や、介護・福祉サービスの提供のさらなる深化を目指しており、特にソフト事業である介護予防については、行政主導だけではなく、住民と一体となり側面からのサポートを充実させたいと考えているところです。

サービスを担う人材確保、これが非常に困難である場面もあると課題はございますが、ソフト事業とハード事業のバランスをしっかりととりながら施策を展開し、「保健」「医療」「福祉」の充実を図ってまいりたいと考えております。

世の中の流れがとても速いので、これは「保健」「医療」「福祉」は安心安全だとそのように私は認識しております。この安心安全を守るためには、この時の流れが速いまだからこそ、前向きに調整しなければこの安心安全を守れない、そのように認識しておりますので、全力で努めていきたいとそのように思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** 再質問させていただきます。

この町長の所信表明を何回か熟読させていただきました。その中で、今回の町長選における鈴木町長の政治活動及び、先ほど「政治活動」と表現をしていましたので、その言葉をお借りしますが、その中でいろいろと事前活動している中で、町政に対する町民のいろいろなご意見、要望、注文などを肌身で感じとった結果だと私思っているんですよ。その中で、新町長は何か一つでも早く解決してあげたい、形として表したいというのが鈴木町政の考え方かと思えますけれども、その中で自分はここに「ハード」「ソフト」という言葉を使ったのは、今回のコロナである人が言っていましたけれども、箱物の建設についてはいままでの建物、役場庁舎でもそうですけれども、三密の温床になっているんじゃないかと。換気は決して良いわけではないですよ。それから、高密・高断熱ということに十分配慮された建物であると。実際言われてみるとそうなんですよ。それらのことで、これからの箱物については、いろいろと課題があるので、通気性の良い建物だとか、それから動きやすい動態のものになるということです。言っていた話があるんですよ。

それと、どうしてもこういう箱物を建ててしまえば、維持管理、メンテナンス、それらに相当やはり財源が必要とされてくるんですよ。でもいま町長が言っているように、ソフト事業はなかなか形としては見えません。がしかし、町長のいろんな発想とアイデア、またそれらのことでこれからの町政の中で、私は箱物は本当に最小限でいいんじゃないのかなと。

あるものを利用する、そしてその分臨機応変にソフト事業のほうに私は仕向けていただきたいなということは、実は私きょうこれ第6次の振興計画持ってきたんですけども、その中で「保健」「医療」「福祉」のほうもちょっと一緒に入っていきますので。

ここの評価は、第5次振興計画の評価の中では、Bなんですよ。達成度はB、それから達成率は65%というふうになっているんですよ。したがって、町長の所信表明の中では3ページに書いているんですけども、2点目は「現在 いまをともに歩み守ることです」という表現して、「保健」「医療」「福祉」のこと書いているんだなと私は理解したんですけども、やはりいままでの歴代の町長の中では、「保健」「医療」「福祉」といって区切ってあれしてきたものですから、その辺いまの新町長どうなのかなという疑問を抱いたんですよ、そこで。ここに表現はされていますけれども、ただやはり第6次振興計画作る以前の第5次振興計画の中で、やはり評価がB、そして達成率が65%とあるので、何とか第6次で高い評価が得られるようにこの辺は一つ十分頑張っていたきたいなと思います。

それで、質問になりますけれども、建物の件に関しては、町長の考え方再度この辺でお伺いしておきたいと思いますし、「保健」「医療」「福祉」については、決して私の思っているのと同じような考え方かと思うんですけども、これはやはり評価をBからAに上げていく、達成率も上げていくんだという努力は、これは絶対必要だと思うので、新町長の決意のほどを述べていただければなということで、再度ここは質問させていただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** まず、1点目のハードの事業に対する再質問でございます。

ハード事業の施設設備というものは、維持管理に非常に多額のコストがかかるというのは、皆さん承知のことかと思えます。ご指摘どおり今後は、財政の状況も見通しもしっかりと踏まえつつ、施設については個別の施設長寿命化計画などもあわせて、必要な住環境の整備を図るとともに、より実効性のある、そして且つ機能的なソフト事業の実現を図ってまいりたいと思っております。要するに公共施設に関しては、ハードでコンパクトで集約的な多機能が今後、そういったものが求められるであろうと思っております。

2点目の第6次でBからAに評価の達成を努めてほしいとそういった再質問だったかと思えます。

評価が上がるということは、ただ単にBからAになったというだけではなくて、東出議員が私におそらくお伝えしたいのは、町民一人ひとりが本当にそれを実感できるかどうかだと思うんです。なかなか目に見えない部分の場所が多い事業ではありますが、少しでも町民のかたが去年よりことし良くなったね、ことしより来年もっと良くなるといいねとそう思ってもらえるようにしっかりと努めてまいりたいと思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** ここの件については、これくらいにしたいと思います。

次に進みたいと思います。

新型コロナウイルスの対策についてでございます。

2月末頃から流行している新型コロナウイルス感染症は、未だ終息が見えない状況にあります。それに伴って、経済回復がいつになるのかが全く見通しがつきません。

これまで当町では、感染拡大協力金30万円、支援金20万円、助成金10万円、ほか融資関係事業を地方創生臨時交付金を充当し、対応してきました。今般、国の2次補正で第2弾の臨時交付金が交付される予定、もう予定されました。2次補正で、当町に配分される交付金についてでございます。これは再度、やはり住民の声を聞き、事業者並びにいろんな関係機関の声を聞き取るまず調査をするべきかと私は思っております。

新町長の「町民目線で一つひとつ親切、丁寧、スピード感を持ち、カタチにすべき」と言っておりますが、今後、どのような第2次補正予算に対して、どのような政策を考えておられるのか町長の考え方を伺いたしたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 次に、2点目の新型コロナウイルス対策についてのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の第2次補正予算で2兆円が追加されました。第1次補正とあわせて、合計3兆円が予算計上されたと承知しております。

内閣府の資料によりますと、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、及び新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化への対応にかかる事業に配分との記載があります。

町民や事業者の皆さんの状況については、いままで新型コロナ対策事業を行ってまいりましたが、その中での実態調査やヒアリングにおいて一定程度把握していると認識しております。

庁舎内では、新型コロナの生活支援にかかる総合対策の窓口を設置しておりますが、現在、約10名程度の相談を受けているという状況です。

今後、国や北海道、当町における感染症の状況をしっかりと踏まえて、感染症拡大予防、生活支援、事業者支援、経済活性化などの各分野において、地方創生臨時交付金の本来の趣旨であります地域の実情にしっかりと応じてきめ細やかに、効果的な施策展開を図るための事業実施計画を策定することと予定しております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** 第1回目の補正予算より第2回目の今回のほうがおそらく私は倍の金額くるだろうというふうに想定しているんですけども、ということは当時は5,800万円でした。約6,000万円。今回は、1億はくるのかなというふうに私は予測しているんですよ。

ただ、先ほど言ったように、今回の2回目の地方創生臨時交付金は、ある意味では地方にとっては大変使い勝手が悪いような気がする。ということは、ここ田舎ですから、例えば家賃が払えなくて困っている事業者とか、または雇用を維持するそういう大きな企業もあるわけじゃないんですよ。なだけに、2次補正はよっぽど使い方を考えて運用していかなきゃならないだろうなと私思っているんですよ。まずその辺の認識をどういうふうにいま考えておられるかちょっと伺いたしたいと思います。

そんなことで、ある意味では前回と違って町民一律に配付されるというものは、ないだろうなと私思っているんですよ。前は10万・20万そういうのあったんですけども、今度は事業者、例えば飲食業者だとかホテルだとか観光業だとか、いろんなそっちの方面にあれされていくんだろうけれども、まずその辺はこれから予算を組んでいく中で、どのようにまず基本的に考えておられるのか、まずそれをお伺いたしたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 東出議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、第1次補正の時に約109のメニュー、活用事例集から我が町の実情にあわせたものを、そして町民のかたの声、事業者さんの声を聞いて、それに該当するものをスピード感を持ってやらせていただいたという認識でおります。

次の第2次補正がどのような事例かというところがまだ大枠でしか先ほど説明しましたが、家賃支援だったり事業継続など新しい生活様式というまだ大枠での事例しかきていないので、この場では細かいいわゆる事業の名称についてお答えすることができないんですが、ただ4月ぐらいから町として考えておりますのは、要するにこれからやらなきゃいけないのは、生活支援ともちろん事業者さんはいままでは支援だったけれども、このあとは経済のV字回復もやらなきゃいけないんです。そういった面では、制度設計はまだまだこれからですが、生活支援とともに事業者支援となるような商品券の配付の事業などを我が町として何かできないだろうかとそういった部分で検討はしておりますが、より具体的な制度設計はまだできておりません。しかし、ある一定程度の方向性がバシッと決まった時には、いつもどおりと言いますかスピード感を持ち、ご提案させていただきますので、もしかしたらまた来月臨時議会があるのかちょっとわかりませんが、議員の皆様にはお忙しい思いをさせるかもしれませんが、動ける段階になりましたら一気にスピード感を持って動きますので、そういった意味でご理解していただければと思います。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** お昼の時間も近づいてきましたので。今回の私一般質問出すにあたって、何件かあたってみました。一番先に皆さんもあれだと思うんですけども、道の駅です。

ここは、前年対比売上がマイナス75%、入場者数が62%の減なんです。まずこれが道の駅です。あとは、個人名出しません。ある酒屋さんでございましてけれども、去年の3月からことしの5月にかけて、20%マイナス、35%マイナス、5月で53%、ゴールデンウィークがあったので、ここは。ただ、ここは6月に入ってから幾分取り返しているんだという話でございました。それから、食事を提供するところなんですけど、ここはマイナス80%、非常に大きいんですよ、ここは。なぜかという大手の企業、いま北電さんがメンテナンスで知内・木古内に社員泊まっていますよね。北電さんそのものが不要不急の外出をするなどということで、「食事はそうしたらどうしているの」と聞いたら、コンビニで買ったり、それからテイクアウトしているのかな、そんな感じなそうなんです。それから花屋さん、花さんは町長の隣ですよ。マイナス55%、3月から5月とおして、こんな状況になっております。

したいがまま、私先ほど言いましたように、やはり町民の声を聞く段階においては、きちんとやはり現状どういう状況になっているのか、やはりここは皆さん大変でしょうけれども、皆さん一人ひとり声をかけて、そしてどうなのかというものを情報収集するというところにやはり徹していかざるを得ないだろうと私思っているんですよ。ただ、町長の先ほど再質問の答弁の中に出てきたのは、私もこれ考えていたんですよ。あとは、一住民に平等に配れるのは町独自で発行するのか、または商工会へ委託するのかこれはわからないですけども、優待付きの商品券になってくるのかなというのは私認識してました。ただ、もしそれをやるのであれば、私は飲食店のこの売上げがマイナス80%もなっていますので、例えば1万円の優待券出しますよ、発行しますよとなった時には、できれば食事券とそれから商品券との二通りを考えてみてはどうかということをお私思っているんですけども、やはり実態調査はもうされていると思うんですけども、現状、私の認識する中と町長の認識する中では、相違があるのかなのか。実際、町長もあちこち歩いてみていると思うんですけども、この辺についてはこれから提案されてくるであろうと第2次補正について、臨時交付金の補正については、慎重に取り計らって、そして平等に行き渡るような施策を早く打ち出

していただきたいということをこれは要望にとどめておきますので、もしあれば町長の答えをいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 東出議員からのいまの再質問ですが、ある程度利用目的だったり、事業の性質をしっかりと定めてやったほうが事業の効果が出るんじゃないかと行政の立場からするとそのようなたぶん再質問だったかと思うんです。

それと、町民のかたと事業者さんにとっては、よりピンポイントで大変だと思っているかたに支援を行うべきだとそのように私のほうで受け止めさせていただきましたので、4月26日に就任以来、2回の臨時議会を開かせていただいております。私は、ずっと新型コロナ対策について、町民の健康と命と生活を守るためにやれることは全てやると申しておりますが、引き続きしっかりと努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

1時まで昼食のため、休憩いたします。

休憩	午後12時00分
再開	午後 1時00分

#### 報告第1号 平成31年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 報告第1号 平成31年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、報告第1号 平成31年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により繰り越しされた、平成31年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成31年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますので、ご説明いたします。

6款の農林水産業費、事業名 農業競争力強化基盤整備事業 1,037万5,000円は、用排水路や区画整理等の土地改良事業を繰り越すものです。

8款 土木費、事業名 港団地建替事業で、4億5,232万5,000円を繰り越すものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

## 報告第2号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計予算の繰越について

○議長(又地信也君) 日程第9 報告第2号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、報告第2号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計予算の繰越について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第2項の規定により繰り越しされた、平成31年度木古内町簡易水道事業会計予算について、同法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成31年度木古内町簡易水道事業会計予算繰越計算書を添付しておりますので、ご説明いたします。

1款 資本的支出、事業名 木古内町簡易水道事業老朽管更新事業で、2,637万1,000円を繰り越すものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

**議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第5号)**

**議案第2号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)**

**議案第3号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)**

○議長(又地信也君) 日程第10、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第5号)ほか2件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(加藤隆一君) それでは、朗読いたします。

日程第10 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第5号)、日程第11 議案第2号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)、日程第12 議案第3号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。以上です。

○議長(又地信也君) 議会事務局長の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま一括上程となりました、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第5号)、議案第2号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)、及び議案第3号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。



はじめに、議案第1号から説明いたします。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、5億9,679万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億5,632万円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第3表 地方債補正は、起債額の補正で、補正後の限度額の総額を8億4,820万円とするものです。

5ページの第4表 繰越明許費補正ですが、9款・1項 消防費、事業名 防災行政無線更新事業 4億1,301万7,000円を繰越明許費とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、2款 総務費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源振替と、東京圏の若者を対象に地方への移住促進を図るためのわくわく地方生活実現政策パッケージ事業補助金、地域おこし協力隊の起業や事業継承に対し支援を行う地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、観光交流センターの備品等を整備する補正です。

3款 民生費は、小規模多機能型居宅介護施設の指定管理料及び備品購入費、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金等の補正です。

4款 衛生費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源振替と、渡島西部広域事務組合負担金の補正です。

6款 農林水産業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び地方債の財源振替、木古内町漁業者チャレンジ応援補助金等の補正です。

7款 商工費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源振替です。

8款 土木費は、道路及び排水路を整備するための補正です。

9款 消防費は、防災行政無線更新工事及び防災用備品の補正です。

10款 教育費は、小中学校の情報通信ネットワーク環境の整備、及びスポーツセンターの外壁・屋外建具改修工事等の補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条は、本年度予算第3条に定めた、収益的支出の予定額を補正するものです。

支出の部で、第1款 特別養護老人ホーム事業費用の既決予定額 5億2,501万1,000円に80万円を追加し、5億2,581万1,000円とするものです。

第3条は、本年度予算第4条本文括弧書き中の、資本的支出額に対し不足する額「3,882万8,000円」を「3,886万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部では、第1款 資本的収入の既決予定額 2,100万円に230万円を追加し、その総額を2,330万円とするものです。

支出の部では、第1款 資本的支出の既決予定額 5,982万8,000円に233万2,000円を追加し、その総額を6,216万円とするものです。

第4条は、企業債の限度額を次のとおり補正するものです。

起債の目的にあります、備品購入費を補正し、企業債の限度額を2,330万円とするものです。

補正の内容は、外国人介護福祉人材育成支援事業の負担金と、老朽化した厨房機器購入に伴う、備品購入費の計上です。

それでは、詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款 特別養護老人ホーム事業費用、1項 事業費用、3目 経費、節 負担金 80万円の追加は、介護職員不足を解消するため新たに外国人介護福祉人材育成支援事業を展開するもので、上川管内の東川町にある福祉専門学校に通う留学生を対象に外国人介護福祉人材育成支援協議会が窓口となり、卒業までに係る経費を就職先が奨学金として2年間助成し、卒業後施設で就労するものです。

資料番号1の議案説明資料の5ページに事業の詳細を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、資本的支出をご説明します。

8ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費、節 備品購入費 233万2,000円の追加は、老朽化した厨房機器、ブラストチラー&フリーザー及び食器洗浄機を1台ずつ購入する費用です。

次に、資本的収入を説明します。

7ページをお開き願います。

1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債 230万円の追加は、資本的支出で説明をしました、備品購入費に充当する企業債です。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、53万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,784万2,000円とするものです。

それでは、歳出より説明を行います。

7ページをお開き願います。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費、1節 報酬 37万円、4節 共済費 16万4,000円は、会計年度任用職員の雇用形態を週3日勤務から週5日勤務に変更したことによる報酬、社会保険料及び雇用保険料の追加補正です。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金 53万3,000円の追加は、歳出の追加分を一般会計からの繰入金で調整するものです。

9款 諸収入、3項・3目・1節 雑入 1,000円の追加は、雇用保険繰替金です。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、詳細説明をお願いいたします。

議案第1号について、総務課長。

○総務課長(福田伸一君) それでは、私のほうから議案第1号の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、歳出より説明を行わせていただきます。

12ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費は、当初予算で計上している公用車購入に係る財源を、一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源振替するものでございます。

このあとの説明に際しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、臨時交付金と呼ばさせていただきます。なお、議案説明資料資料番号1の30ページ・31ページに、臨時交付金の実施計画に登載した事業の一覧を添付してございますので、ご参照ください。

それでは、5目 企画振興費、18節 負担金補助及び交付金 200万円の追加ですが、わくわく地方生活実現政策パッケージ事業補助金 100万円は、東京圏の若者をターゲットに地方への移住促進、地方の担い手確保、東京一極集中の是正を図るための事業でございます。

議案説明資料、資料番号1の1ページをお開き願います。

こちらに、事業の目的・概要等を記載してございますが、ご参照願います。

地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金 100万円は、地域おこし協力隊のかたが任期終了後も引き続き当町に住み続け、町内で起業・事業継承した際に係る経費に対して支援を行うことで、定住促進並びに地域産業の活性化を図るものでございます。

7目 広域観光推進費、10節 需用費 7万5,000円と、17節 備品購入費 68万9,000円は、多くの来館者がある観光交流センターにおきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、多目的ホール間仕切り用のアクリル板等の消耗品、館内の密集を避け滞在スペースを広げるため、販売品用の陳列棚等の備品購入費を追加するものでございます。

12節 委託料 13万5,000円は、外出自粛等により地域における経済的な影響が大きいことから、広域観光拠点施設である観光交流センターにおいて、広域連携を行う9町の特産品を販売する通信販売のホームページを開設するため、指定管理料に開設・運営に要する費用を追加するものでございます。

議案説明資料、資料番号1の2ページをお開きください。

こちらに、事業の目的・効果・事業内容等を記載してございますので、ご参照願います。

次に、13ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、18節 負担金補助及び交付金 2万6,000円は、民生委員法第4条に基づき北海道が定数を定めた民生委員児童委員の活動に係る経費等について、北海道が費用の一部を負担することとなっており、このたび4月1日付で北海道が定める民生委員等関係経費負担金取扱要綱の一部改正がございましたので、それに伴う追加補正でございます。

3目 老人福祉費、12節 委託料 1,812万8,000円は、小規模多機能型居宅介護施設指定管理料の追加補正でございます。

17節 備品購入費 1,611万2,000円は、車両や介護用ベッドの追加補正でございます。

議案説明資料の3ページから4ページをご覧ください。

こちらには、指定管理の期間、算定方法、備品の内訳等を記載してございますので、ご参照願います。

18節 負担金補助及び交付金 280万円は、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金でございます。

議案説明資料、1の5ページをお開きください。

こちらに、事業の概要、経費の内訳、財源措置等を記載してございますので、ご参照願います。

27節 繰出金 53万3,000円は、介護保険事業特別会計繰出金で、包括支援センター会計年度任用職員の雇用形態の変更による追加補正でございます。

次に、14ページをお開きください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、12節 委託料 47万3,000円は、児童手当システム改修業務委託料で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、児童手当における社会保障、税番号制度に係る情報連携に対応するための追加補正でございます。

次に、15ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費は、5月14日に補正予算の議決をいただきました簡易水道事業会計負担金に係る財源を、臨時交付金に財源振替をするものでございます。

2目 予防費は、住民配布用マスク作成業務委託料に係る財源を、臨時交付金に財源振替するものでございます。

16ページをお開きください。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、18節 負担金補助及び交付金 105万3,000円は、渡島西部広域事務組合負担金で、会計年度任用職員の人件費確定による報酬及び職員手当等の増額、共済負担金率及び社会保険料率変更による共済費の増額、リサイクルプラザ空気圧縮機の修繕に係る需用費の増額、地下タンク微減圧検査手数料の追加に係る、役務費の増額による追加補正でございます。

次に、17ページをお開きください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費は、子育て世帯支給用米購入費及び配送料に係る財源として臨時交付金を財源振替するもの及び、農業競争力強化基盤整備事業に係る財源のうち、町債を20万円追加し財源振替するものでございます。

次に、18ページをお開きください。

2項 林業費、3目 町有林管理費、12節 委託料 17万7,000円の減額は、非公共事業である合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業間伐事業から、公共事業の森林環境保全整備事業へと補助事業が変更となったことに伴い、予算を振り替えるものでございます。なお、金額が減額となっているのは、労務費等の再算定を行ったことによるものでございます。

次に、19ページをお開きください。

3項 水産業費、1目 水産業総務費、10節 需用費 9万5,000円の追加は、漁家経営の安定を図るために本町地区、札苅地区に各1箇所設置する密漁監視灯に係る漁港照明電気料の追加補正でございます。

2目 水産振興費、18節 負担金補助及び交付金 1,971万3,000円の追加は、新たに組み込む木古内町漁業者チャレンジ応援補助金 2,299万4,000円の追加で、当初予算で計上しておりましたウニ及びアワビ人工種苗購入事業補助金については、それぞれ262万5,000円、65万6,000円を減額し、木古内町漁業者チャレンジ応援補助金に振り替えて交付するものでございます。

説明資料の6ページをお開きください。

事業の目的でございますが、漁業者の高齢化が進む中、経営の安定と所得の増加を目指し、資源の確保や新たな人材の発掘、漁業者の生産活動の安定化を図ることを応援し、漁業の総合的な維持発展を図ることとしてございます。補助対象事業者は、記載のとおりでございます。

資料の10ページをお開きください。

補助対象事業及び対象経費ですが、栽培事業と養殖事業では、これまでのウニ・アワビに加え新たにナマコ及びホタテ・カキの人口種苗購入を対象としてございます。

漁業活動支援事業では、作業場の改修や漁具、設備、漁船、車両等の購入を対象とし、補助上限額を300万円としてございます。なお、漁業活動支援事業につきましては、令和5年3月31日まで、3年間の時限事業としてございます。

人材育成事業では、道立漁業研修所の研修費や技術習得のための経費を対象としてございます。

漁業総合支援事業では、漁業振興に資すると認められる事業を対象としてございます。いずれの事業も補助率は2分の1以内としてございます。

11ページから20ページには対象経費の詳細や各事業の説明資料、交付要綱等を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、20ページをお開きください。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費は、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金及び新型コロナウイルス対策支援金、木古内町事業継続応援助成金、中小企業融資信用保証料補助金並びに利子補給補助金に係る財源を、臨時交付金に財源振替をするものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、14節 工事請負費 1,500万円は、本町・前浜地区舗装敷設工事及び佐女川地区排水路新設工事、建川1線舗装補修工事を施工するための追加補正でございます。

説明資料の21ページから24ページ、こちらに各工事の位置図、現況写真、工事概要を記載してございますので、ご参照願います。

22ページをお開きください。

9款・1項・1目 消防費、18節 負担金補助及び交付金 2万2,000円の減額は、渡島西部広域事務組合負担金の補正で、人事異動による人件費等の減額によるものでございます。

2目 災害対策費、10節 需用費 50万2,000円及び17節 備品購入費 411万5,000円は、防災用備蓄品及び防災用備品で、臨時交付金を財源として、避難所に備蓄するパーティション及び段ボールベッド、毛布やマスクを整備するための追加補正でございます。

説明資料の26ページをご覧ください。

こちらには、事業の概要、補正額、補正内容を記載しておりますので、ご参照ください。

12節 委託料 672万1,000円及び14節 工事請負費 4億629万6,000円は、防災行政無線更新工事に係る追加補正でございます。

説明資料の25ページをお開きください。

防災行政無線は平成12年度に整備いたしまして、これまで20年間活用してきたところがございますが、平成17年の電波法関連法令の改正に伴い、平成19年以前に製造されたアナログ無線機を令和4年11月30日までにデジタル化へ更新が必要となりましたので、昨年度実施設計業務を行ってございます。工事の期間は、令和2年度から令和3年度の2か年としてございます。財源は、緊急防災・減災事業債を充てることとしております。設備につきましては、親局設備1基、遠隔制御装置1基、再送信子局1箇所、屋外拡声子局29箇所、個別受信機2,200台を整備することとしてございます。

次に、23ページをお開きください。

10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、10節 需用費 3万8,000円は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための消毒液購入に係る費用の追加補正でございます。

17節 備品購入費 27万5,000円は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、紫外線で書籍を除菌する書籍消毒機を購入するための追加補正でございます。

説明資料の27ページをあわせてご覧ください。

ここからは、国が推進するG I G Aスクール構想を実現するため、小・中学校のインターネット環境整備と、児童・生徒に対するタブレット端末の整備等に係る事業費の補正となります。

12節 委託料 48万4,000円は、このたび整備する校内ネットワーク機器等の保守委託料でございます。

2目 教育振興費、11節 役務費 65万2,000円は、インターネット環境のない要保護・準要保護児童の家庭に貸し出すW i - F i ルーターに係る、インターネットの通信料でございます。

14節 工事請負費 1,329万8,000円は、校舎内L A N配線・ネットワーク機器等取付工事の追加補正でございます。

17節 備品購入費 1,078万9,000円は、端末123台、教室用大型モニター9台、貸出用W i - F i ルーター11台、授業支援ソフト等の追加補正でございます。

次に、24ページをお開きください。

3項 中学校費、1目 学校管理費、10節 需用費 2万3,000円は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための消毒液購入に係る費用の追加補正でございます。

17節 備品購入費 27万5,000円は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、紫外線で書籍を除菌する書籍消毒機を購入するための追加補正でございます。

説明資料の27ページをご覧ください。

こちらも、小学校費で説明しましたG I G Aスクール構想の実現に係る事業の補正となります。

12節 委託料 47万3,000円は、校内ネットワーク機器保守委託料でございます。

2目 教育振興費、11節 役務費 65万2,000円は、インターネットの通信料でございます。

14節 工事請負費 1,306万8,000円は、校舎内L A N配線・ネットワーク機器等取付工事の追加補正でございます。

17節 備品購入費 627万2,000円は、端末76台、教室用大型モニター1台、貸出用Wi-Fiルーター11台、授業支援ソフト等の追加補正でございます。

次に、25ページをお開きください。

4項 社会教育費、2目 公民館費、17節 備品購入費 27万5,000円は、中央公民館図書室に新型コロナウイルス感染症感染防止のため、書籍消毒機を購入するための追加補正でございます。

次に、26ページをご覧ください。

5項 保健体育費、2目 保健体育施設費、14節 工事請負費 5,550万円は、スポーツセンターのドア、窓等のコーキングが劣化していることから、外壁・屋外建具の改修工事の追加補正でございます。

説明資料の28ページに、立面図、工事概要を記載してございますので、ご参照ください。

3目 学校給食費、18節 負担金補助及び交付金 30万円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校給食調理業者が、衛生管理改善事業として衛生関係消耗品等を購入する費用に係る補助金の追加補正でございます。

21節 補償・補填及び賠償金 15万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、小中学校が臨時休校となり学校給食が休止されたことにより影響を受けるパン・米飯等の学校給食調理業者に対し、休校に伴う加工費用の減収分を補償する費用の追加補正でございます。

説明資料の29ページに、補助の目的、対象事業者等の概要を記載してございますので、ご参照を願います。

次に、歳入について説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 5,912万5,000円の追加ですが、地方創生推進交付金 50万円は、わくわく地方生活実現政策パッケージ事業補助金の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,862万5,000円は、交付額の確定による歳入の補正でございます。

2目 民生費補助金、2節 児童福祉費補助金 31万5,000円の追加は、子ども・子育て支援事業費補助金で、児童手当システム改修業務委託料の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

5目・1節 教育費補助金 1,508万4,000円の追加ですが、学校保健特別対策事業費補助金 3万円は、小学校費、中学校費の消毒液購入に係る費用の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 961万4,000円及び公立学校情報機器整備費補助金 544万円は、小学校費、中学校費のインターネット環境整備等の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 5万3,000円の追加は、民生・児童委員活動費負担金で、民生委員協議会補助金等の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

次に、9ページをご覧ください。

2項 道補助金、1目・2節 総務費補助金 25万円は、地方創生推進交付金で、わくわく地方生活実現政策パッケージ事業補助金の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

3節 地域づくり総合交付金 220万円は、木古内町漁業者チャレンジ応援補助金の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

2目 民生費補助金、2節 老人福祉費補助金 755万1,000円は、介護サービス提供基盤等整備事業補助金で、小規模多機能型居宅介護施設指定管理料等の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

4目 農林水産業費補助金、3節 林業費補助金 63万6,000円の減額につきましては、森林環境保全整備事業補助金で219万1,000円の追加、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業補助金は282万7,000円の減額で、町有林管理費、委託料の予算振替を行ったことに伴う歳入の補正でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 90万7,000円の追加は、このたびの補正に伴う財源調整でございます。

10ページをお開きください。

8目・1節 地域福祉基金繰入金 1,057万7,000円の追加は、歳出で説明しました、小規模多機能型居宅介護施設指定管理料の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

2項 特別会計繰入金、2目・1節 高齢者介護サービス事業会計繰入金 80万円の追加は、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 27万円の追加は、学校臨時休業対策費補助金の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

21款・1項 町債、1目 総務債、2節 過疎地域自立促進特別事業債 1,960万円の減額は、過疎ソフト事業のうち、旧港団地解体に係る町債を公営住宅整備事業債に振替えたことによる減額でございます。

次に、11ページをお開きください。

2目 民生債、1節 介護施設整備事業債 1,350万円の追加は、小規模多機能型居宅介護施設備品購入費等の追加補正に伴う歳入の補正でございます。

3目 農林水産業債、1節 農業施設整備事業債 20万円は、農業振興費の財源としての歳入の補正でございます。

4目 土木債、2節 公営住宅整備事業債 1,960万円は、過疎ソフト事業を公営住宅整備事業債に振替えたことによる補正でございます。

5目 消防債、2節 防災施設整備事業債 4億1,300万円は、防災行政無線更新工事等の財源としての歳入の補正でございます。

6目 教育債、1節 教育施設整備事業債 2,370万円は、小学校費、中学校費のインターネット環境整備の財源としての歳入の補正でございます。

2節 保健体育施設整備事業債 4,990万円は、スポーツセンター外壁・屋外建具改修工事の財源としての歳入の補正でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 詳細説明が終わりました。

質疑ございませんか。



9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 16ページの清掃総務費の負担金の補正です。

私は、詳細説明の中で会計年度職員の任用と諸々の修繕費等の主なものだっていうことなんですけれども、これについては特に説明資料も付いていないんですよ。ですから、例えばこのうちの100万円のうちの会計年度職員の人件費見合いがどのくらいで、例えば他の修繕費に関わる部分がどのくらいなんだ。あれば、おおよそ4町で負担金按分しますから、当然人数が何名なのかっていうのも察し付くんですよ。

それと問題は、ただ会計年度職員の任用どうこうっていうけれども、なぜ年度途中で職員を補充しなきゃならないっていう部分が、これこれのこういう要素の中で補充しなければだめだっていうことが出て、各町のこういう負担金っていうふうになるのかなっていうふうに思うんですよ。ですから、その辺の内容って言いますかわかれば説明ください。

それと、26ページの教育費の学校給食に関わる補償・補填、15万5,000円になっています。

これ説明資料見れば、国の文部省の補助制度に乗った財源の捻出だっていうことなんですけれども、よくわからないのが学校給食休止、休んでいるのに伴って支払ったキャンセル料、これを今回のこの制度で補填する。こういう例えば事業者、例えば何個あって、そのうち一業者あたりどのくらいの例えば補填なのかっていうのもこれ見てもちょっとわからないんですよ。金額はそんなに多くはないんですけども、その辺まず説明願います。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(福田伸一君) まずはじめの16ページの渡島西部広域事務組合の負担金に関する積算の詳細というご質問でございます。

これにつきましては、いまちょっと説明のとおりなんですけど、この場に資料持ち合わせてございませんので、改めまして資料提出させていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。そのようにさせていただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) この渡島西部広域事務組合の負担金につきましては、先日の臨時会において車の購入ですとかを議決をいただいているところでありますので、その旨ご了解いただきたいと思います。

その詳細につきましては、いま手元に総務課長おっしゃったように資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。以上でございます。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(西山敬二君) ただいま、竹田議員からご質問のありました件についてお答えいたします。

今回、学校臨時休業対策費補助金ということで、ちょっと資料のほうもわかりづらい部分はあるんですけども、実際にはパンの袋とかありますよね。パンを包んでいるナイロンの袋とか、その加工に関わる部分の補償ということで、今回、臨時休業に伴って学校が休業になったことによって、その分業者でいくと町内でいくと北島製パンさんにはなるんですけども、その加工賃の部分での補償対象の金額という形となっております。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 負担金の関係、これ資料はいいんですけども、例えば会計年度職員をなぜっていう部分はわかるでしょう。

それと、学校給食の関係。これいま西山課長からパンの袋どうこうってみたい言い方された。ということは、パン業者何社なの。それで、まずパンの業者から損害補填の要求が出てきたのか、そしてこういう制度に乗かって補填をするよというふうになったんだろうと思うんだけど、その実態っていうか、これが全てでないと思うんだよね、例えば。だけれども、よくわからないのは給食が学校休みで給食出していないわけだから、パンの袋の補填をなぜしなきゃならないのかっていう部分、ちょっと理解ができない。例えば袋発注したら、くるわけだ。納品になる。それで、なんでキャンセルっていうのは袋をキャンセルしたの。だから、その辺がたぶんパン業者さんから教育委員会に損害の賠償補填をしてくれっていうそういう要望が出てきて、こういう予算計上になったと思うんだけど、そういうことでいいのかどうなのか含めて。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま、竹田副議長から補償に対する部分の話出ました。

どうもちょっと違和感あるのは、なぜ北島さんだけなの、同じ例えばほかの業者さんはどういう見解でいるのかっていう部分ですよ。納品業者っていうのは、北島さんだけではないはずなので、その辺の実態をどう捉えているのかっていう部分をちょっとそれも含めてご答弁願いたい。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(西山敬二君) まず先に竹田議員からご質問ありました件について、お答えします。

まず、パン業者につきましては、北島さんの1件ということで、木古内町としては発注のほうしております。ただ今回、パンの部分での加工賃の補償ということで、学校給食組合のほうにパンを作る材料等を発注した上で、パン工場さんのほうに納入されているというまず経緯がありますので、直接うちのほうでパンを買うっていうよりも学校給食組合をとおして買っているっていう部分がありますので、それで事前にまず年間どのくらいという部分が入ってきておりますので、そういった部分で今回の補償という対象になっております。

先ほど新井田議員からご質問がありました、ほかの業者で食材云々という部分もあったんですけど、これにつきましてはご飯・パン以外の食材につきましては、事前にキャンセルのほうでできましたので、そこにかかるキャンセル料的な補償的な部分というのはありませんでしたので、今回はパンの加工賃に関わる部分だけの補償の部分になりますので、ご理解いただければと思います。

○議長(又地信也君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田 宏君) 前任の課長としまして、補足説明させていただきたいと思えます。

この資料の29ページのほうに記載しております、文部科学省の学校臨時休業対策費補助金ということで、今回この学校の臨時休業に伴って、学校給食が休止になるということで、それによって減収で事業を継続できなくなるような事業所も出てくるというようなことで、このような事業を文科省のほうで設けまして、それで全国学校給食会のほうからも連絡がありまして、こういう形で支援していただきたいというような制度になっております。

それで、まず学校給食の休止に伴って支払ったキャンセル料というところなんですけれど

も、こちらについては今回、補助金の説明では31年度の支出分が対象ということで、今回の追加の補正については、これと同様な制度で4月以降も実施してくださいというような要望がありまして、それを今回の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を充当して行うというようなことで、予算を追加で計上したところです。

この31年度分の支出につきましては、ここの国庫補助割合のほうに記載してあるとおり、事業②を見ていただけるとわかりますが、国庫補助が4分の3と町負担が4分の1で、うち80%が特別交付税で措置されるというような内容になってございます。

それで今年度、今回いま追加で補正した部分につきましては、先ほど言いましたとおり新型コロナウイルスの感染対応の地方創生臨時交付金を充当するというので、予算計上しております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** いまお金の流れも含めてちょっと説明いただきましたけれども、国庫のお金がこうだよ、町負担がこうだよっていうことではないはずなんです、同じ税なんだから。そういう意味でいけば、そういうことが各社の納入業者さんにきちんとお示しになっているかどうかなんだよ。いま聞くと何かしら何かある特定の業者さんだけが「何とかならないのか」っていうようなそういうふうなモヤモヤ感があるんだよ。だから、税は税としていいんだけど、補助ってそれはいいんだけど、どうもあり方が公平なのかっていう部分をちょっと感ずるんだよ。片方だけキャンセルだった、間に合ったとかってそういう表現だけでも、はたして実態そうなのっていうことだよ。その辺がちょっと気になったんです。本当にそうなんだろうけれども、どうもその辺の情報が皆さん平等に流れているかどうか、その辺がちょっと気になりました。その辺ちょっともう1回、答弁してください。なっているよっていうならいいけれども。

**○議長(又地信也君)** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長(吉田 宏君)** この補助金の内容につきましては、給食の納品されている業者さん木古内だけではなくて、全国の業者さんについて、周知はされているところであります。木古内町の学校給食で牛乳の納品もされているんですけれども、そちらの業者につきましては、こちらのほうの申請はしないということで、辞退されております。

先ほど西山課長が申しましたとおり、町内の食材の搬入業者さんにつきましては、キャンセルによって食材が無駄になったとかっていうのはケースがございましたので、そちらのほうは対象にならないということでございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** いまいろいろ答弁いただきましたけれども、私もやはりこの金額だとかこの制度、地方創生の制度があるからどうこうってそれはまた別な部分の方法論であって、私は求めているのは、例えばパン業者さんからこういう損失があったから補填をしてくれっていうそういう要望があって対応したのかって聞いているわけだから、学校給食会っていう一つの組織のほうでは、全体の運動として支援をしてくださってっていうそれまた別な話。

うちは我が町の対応としてやはり補償、例えば15万の補填だから実際の損失は30万あって、そのうちの15万を補填してくれって言っているのか、それとも15万の損失に15万の補填をしてくれって出てきているのか、その辺教育長、どうですか。どういう例えばそういうあれが

出ているのかどうか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 金額につきましては、私ちょっと詳しくはわかりません。ただ、やはり業者のほうから教育委員会のほうに相談がありました。それぞれ渡島管内で広く物をいれている業者です。それで、このくらいの消耗品、そして加工賃って言います。袋だとかパンをいれる、それから米飯、これの加工、この分について予定していた日程というがある。その非常に業務上負担がかかっているんだということで、相談がありました。そのあとに、北海道学校給食会からの情報、それから文科省の通知、この辺りを斟酌しながら、町としてこの制度を使って業者を支援したりというようなことで、このような今回の補正になったというような経緯でございます。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時58分
再開	午後2時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田 宏君) この補助金の制度につきましては、実際に学校給食が休業になることによりまして、学校給食の仕事がメインにしている事業者にとっては死活問題ということで、こちらの事業を継続できるようにぜひこの制度を活用して助成してくださいというようなそのような内容の通達もありましたので、その制度を活用してこの事業を実施したということでございます。

この説明につきまして、資料にある31年度支出が対象のキャンセル料、これはあくまでも2月から3月までの分については、学校臨時休業対策費補助金という制度、この制度が31年度の実施ということで、令和2年度については文科省のほうではこのような制度はやりませんけれども、臨時交付金を使ってこの制度と同様な事業をしてくださいというような通達がありましたので、それに基づいて今回補正させていただいたところです。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 資料の25ページ、ちょっと見てもらえますか。

防災行政無線、これアナログからデジタル化になって変えなきゃならないのは致し方ないんですけども、そしてこれは緊急防災・減災事業債、その前に「有利な財源である」という書き方されて、財源の内訳見ると4億1,300万円、うち交付税措置これ70%ですよ。2億8,910万円、そこまでいいですよ。じゃあ残の1億2,390万円、これは令和3年度の繰越予算で対応すると言っているんですけども、この文章から読んでいくとある意味では町の一般財源に値するものかなと。そうですよね。そうするとここの1億2,390万円っていうのは、当町にとっては非常に大きな金額ですよ。当然、起債を充当するんであろうけれども、この1億2,390万円これを令和3年度までの間に、何か別な補助金を見つけていなかきゃならないんだろうと。あくまでもこれ起債で1億2,390万円、これを全額背負ってしまうのかなっていうそういう私、自分なりにちょっと見てそういう考え方を持ったんですけども、その辺は財政当局として次年度に向けてこれどう考えていくのかなと。ある意味では、この機械だいた

いそうすると各家庭2,200世帯で割ると10万までならないかもしれないけれども、10万のうち3万は各子機をいれるのに3万は自分達で持たなきゃならないような感じなんですよね、考え変えれば。それも大きいとあって、いまこの財源の厳しい時にやはり7割財源が減災防災基金で7割、これが有利だとは国では言っているけれども、じゃあ残りの3割っていうのは大きいんですよこれ。この辺についてどう考えているのかなっていうことをちょっとお伺いしたいと思います。

もう一つは、先ほど総務課長いろいろと説明してきた中で手指の説明、手とか指、消毒購入ってありましたよね。なんかいま新聞報道機関とかいろんなところで、いまの何て言うんですか次亜塩素酸何とかがっていうやつは、あまりコロナに効果がないよというような言い方されているんですけども、実際それが本当に効かないものなのか、それでもいいから手を消毒したらいいのか、ある意味じゃ別なものに切り替えようとしているのか、その辺ちょっと説明していただきたいと思います。以上、2点。

**○議長(又地信也君)** 総務課長。

**○総務課長(福田伸一君)** 私のほうからは、前段の防災行政無線の整備にかかる一般財源についてのご質問でございます。

これにつきましては、緊急防災・減災事業につきましては、この起債は事業時の100%充当ということで、後年、元利償還に際しましては、国から地方交付税措置として7割が措置されることとなっております。

これにつきましては起債ですので、償還にかかる年度ごとに地方交付税措置がされるということで、したいがまま令和3年度単年度で、この3割分の1億2,300万円これを負担するというのではなく、これは全額起債で財源は調達しますので、後年度、12年あるいは15年かけて起債を償還する際に、かかってくるという負担の平準化という考え方になります。

このじゃあ一般財源についての考え方ということでございますが、これにつきましては制度上防災無線のデジタル化、これは電波法の改正により避けて通れないという行政課題でございます。これにつきましては、町民の命を守る、あるいは行政からの重要な連絡等も活用しているものでございますので、ここは一般財源投入するのはやむを得ないものということで、事業化したものでございます。

また、制度上のお話もありましたが、国の補助制度等これにつきましては、いま現状で防災行政無線の整備に際して、国からの補助制度というのはございません。ですので、起債償還にあたって国のほうでは7割の地方交付税措置をするという制度上の形、制度設計になっているわけでございますので、そこはそういったことでご理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長(又地信也君)** 病院事業事務局長。

**○病院事業事務局長(平野弘輝君)** 東出議員さんからご指摘のありました、消毒液の関係です。

医療的には、国立感染研究所のほうから次亜塩素酸については、効果がわからないと。ですから、効かないというような意見も出ているところです。ですので、医療的には消毒液としてはアルコール濃度が70%以上のものを使って手指の消毒を図るのがいまのところうちの病院ではやっているところです。ただ、床とか壁とかそういうものについては、次亜塩素酸を使用してやるというのも一つの方法だということで、ここはまだ結論が出されてい

ないところだと思います。ですので、手指消毒についてはあまり現状で、国立感染研究所のほうでは適当ではないというようなことが出されています。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 病院事務長のほうからは、医療的な立場からの答弁だったと私は思っております。ただ、こっち庁舎側のほうが我々もいろいろと使っていますよね。そういうようなものについては、いま病院の話は聞きました。聞かなきゃならないのは、教育現場も実際そうです。それから、こっち庁舎のほうも聞かなきゃならないと私はそう思っているんですよ。いま病院側のほう聞きましたので、病院のやっているものに移行していくんだよっていうのであればそれでいいですし、この辺はまだ協議していないっていうのであれば早急にやはりやらなきゃならないだろうなと思うんですよね。

それから、防災行政無線の関係の残りの3割、1億2,000某はこれは何年の起債にするのかそれはわからないですけども、仮に10年なら10年としますか。そうするとそれに対しては、また交付税の対象になるんだよっていうふうな感じでいまニュアンスで聞いたんですけども、そこもう1回ちょっと確認させてください。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) 消毒液の件で補足をさせていただきます。

新型コロナには次亜塩素酸は効きませんが、通常のインフルエンザとかの感染症には十分効果があるというふうになっていますので、その辺も含めて行政側としては手指消毒に使うということでの購入するというふうに捉えておりますので、そこだけ補足させていただきます。

○議長(又地信也君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(西山敬二君) 学校のほうも国なり道のほうから通知がありまして、次亜塩素酸水については効果という部分については、はっきりしていない部分があるので、控えるようにという通知がありますので、その部分については学校では使用しておりません。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(福田伸一君) まずはじめに、防災行政無線の一般財源の考え方でございます。

これにつきましては先ほどご説明したとおり、起債の償還は12年から15年の間、これは耐用年数によるということで、起債は100%充当ですので、今年度の財源の調達というのはできると。後年度、その起債の償還期間に元利償還する額、これについて7割が地方交付税に算定されるということですので、各償還期間年度ごとに3割の一般財源負担というふうなものの考え方になってまいります。

また、次亜塩素酸の件ですが、役場庁舎内にはあちらこちら出入り口付近に手指消毒のスプレーを置いてございますが、これにつきましては次亜塩素酸は使用せず、全てアルコールを含有しているということで対応してございます。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

先日、議員懇談会やって中身もいろいろ説明いただきましたし、またきょうの一般質問の中で補正の中身にも入ったやり取りもありましたので、ちょっと質問しづらい部分もあるんですけども、端的に何点か。

まず資料の30ページから載せているように、今回の新型コロナウイルスの臨時交付金における対応ということで、様々な取り組みをやっています。東出議員の一般質問の中でも我が町は取り組みが早かったり、町長が「懸命に何でもやる」という言葉の中で、対策をしているというふうに把握しております。

でも今回の補正の予算を見ると、どうも当初予算に載っていた部分も結局今回の臨時交付金の対象になるので変えたという部分も何個かありまして、どうも行政側はやりくりが上手だとも言えますし、逆に言うとどうも臨時交付金を使い切れずに、これまで当初予算に載せていたのも組み込んでいるんじゃないかとも捉えてしまうんです。そこで、ちょっと心配になったので一応聞きますけれども、前回の臨時会でも聞きました。これまで鈴木町長は、公平に全町民にやる施策もやりましたけれども、実際調査した後に今回のコロナで仕事を失った人、あるいは休業した町民に対する施策を今回もちょっと出てくるかなと思って楽しみにしていたんですけれども、準備が足りなかったんだろということを出てこなかったんですけれども、しっかりそのことについては取り組んでいるのかどうなのか。それがやはり取り組んでいないようであれば、これまでのやはり臨時交付金の対象の全世帯対象のとかもやはり疑問を持ってしまいますので、再度その答弁を考えを聞かせてください。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時15分  
再開 午後2時23分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 休憩の時間にいろいろ説明いただきまして、すみません。

先ほどの質問は、予算委員会についての疑問だったんですけれども、休憩中に解決しましたので、私の思いとしては先ほどの東出議員の一般質問ですごく前向きにやるということで終わりにしたいと思います。

続いての質問です。これもちょっと一般質問で新井田議員がした部分で19ページ、漁業者チャレンジの補助金です。これも私も新井田議員の次かその次ぐらいに、漁業者への対策っていう一般質問過去にもしたことがあったんですけれども、鈴木町長も議員時代に同じく思っていたとおりに、漁業者を助けなきゃないということから、このような応援補助金を提出するということには私も賛成です。しかし、新井田議員が心配するように、その一般質問のやり取りの中でちょっとかみ合っていないなと思ったのが、例えば商工業者はあくまで個人経営で、個人の考えでいろいろな商売をやられています。いまの木古内町の農業者の方々は、しっかりと部会が別れて、どのような米をやるだとかあか牛をやるだとか、しっかりした目的を求めてやられている農業者さんが多いと思うんです。

その反面、やはり漁業者さんはいまは先ほど新井田議員も言ったように、網をかけても魚が捕れない、そのような中でじゃあ何に本気でチャレンジしたらいいのかっていうのがちょっと迷走しているんですよ。それは鈴木町長も言ったように、漁組と行政と漁業者が一本になっていないから。その一本になっていない中で、漁業者の個人の判断で、大きな投資をすると落とし穴があるような気もするんですね。そのようなことがないように、しっかり個人

のやりたいこと、当然お金を投資するっていうことは、自分も自己投資するわけですから、生半可な気持ちで投資するとは思いませんけれども、やはりこれまで様々な事業をやってきて成功してこなかった事例もありますので、しっかりこれは補助する時はどの方向にしっかり向いているのかっていうことを行政、そして漁組のアドバイスをいただきながら、しっかりと良い補助になるような取り組みを進めてほしいと思います。そのことについても一応返事ください。

それと22ページ、防災無線なんですけれども、こちらこれも先ほど東出議員からの質問でやり取りありましたけれども、これ当然ながらいまの現ルールでデジタル化によって取り替えなければならないで、聞いたら20年前ですね、いまの防災無線が取り付けられたのが。私ちょっと20年前のことよく覚えているんですけれども、防災無線を付けた時に、当然町内業者さんが当時を請け負って取り付けたんですけれども、いまの防災無線は外にアンテナが立っていて、家の中に機械があるっていう設備なんですけれども、これを取り付ける時に、要は専門業者じゃないものですから、いわゆる大工さんじゃないものですから、外アンテナから中に線を入れる工事の不具合が相当数あったんです。苦情も相当あったんです。

それは、一部の業者なのか総体的にそうなのかわかりませんが、未だにその線をとおすのに換気口って言うんですか、換気口の穴が変に大きく穴空いていたりだとか、家の壁がこう見ても素人がやったなってわかるような穴が空いていたりするんですね。今回、まず当然入札があって業者選定するんでしょうけれども、当然そのようなことがないようにと当たり前のことかもしれないけれども、前回当たり前じゃないことがあったので、その反省を踏まえてしっかりした工事に指導してほしいということと、取り替えるにあたって前のやつを外しますよね、きっと。その外す時に、前回の不具合だった工事の部分が取ると余計あらわになるわけですね。その辺の補償というのか、もし発生した場合にどういう対応をするのかっていうことを考えが現状あればわかれば教えていただきたい。

それともう1点、すみません。

今回、Wi-Fiプラス様々な機器が付くということで、ようやく子ども達も他市町にちょっと遅れながらも付くことになって良かったなと思っております。

1点だけ聞きたいのは、歳入の部分で今回ざっと計算すると補助額が約3分の1ぐらいですか。今回の国からの指示によって補助額がこの割合になったものなのか、あるいは去年まで言って早急につけたほうが良いですよって言った時には、ここまでの補助額じゃなかったのか。参考までに前任の生涯学習課長かもしれませんけれども、参考までにちょっと教えていただきたい。以上です。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** 漁業者の個人等に対する補助についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましてはこの補助事業を実施するにあたっては、当然漁師さんは個人事業主でありますし、それを束ねる漁組さんということであります。相談があった際には、しっかり個人、そして漁組、町と3者でしっかりと情報を共有した中で、事業のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 総務課長。

**○総務課長(福田伸一君)** 現在の防災行政無線の20年前に施工した当時のお話を伺ったところでございます。



いまの平野議員のお話につきましては、私どもはじめてお聞きしたところでございまして、これにつきましては今後、発注にあたりまして不都合な施工はしないのは当然のことですが、どの程度の生活に支障が生じるほどのいまの状況なのか、私どももその現場も見ておりませんし、実態把握をしてございませぬので、そこら辺はきちんと現場を検証させていただきまして、これからの発注にあたってまいりたいというふうに思います。

**○議長(又地信也君)** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長(西山敬二君)** 平野議員からのお尋ねについて、お答えいたします。

今回、G I G Aスクール構想の関係で、昨年12月からこの話が出てきております。

今回、補助事業ということで、まず公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金ということで、これにつきましてはLANの配線の工事であったり、あとWi-Fiの受信するアクセスポイントの工事等に関わる部分については補助の対象ということで、これにつきましては学級数によって補助の基準額ってというのが変わってきます。

因みに中学校につきましては、普通学級が3学級とあと特別支援学級1学級ってということで、4学級になります。補助基準額につきましては、132万9,000円の4学級分ということで、その2分の1が補助の対象という形となっております。

また、公立学校情報機器整備費補助金ということで、これは児童・生徒に対する端末に関わる部分の補助となります。これについては、基本的には児童・生徒分のみ補助になります。そのうちの人数の3分の2に対する補助金となりますので、中学校におかれましては65名の3分の2ということで、43台分が補助の対象という形というふうになっております。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** 説明資料、11ページでございませぬ。

3番、漁業活動支援事業の③番の米印一番下のところ、「軽トラックなどは除く」という形なんですけれども、いま実際どうでしょうか。漁業者、木古内町27漁家でしたか、高齢化も進んでいると。必ずしも普通のトラックの需要があるとは思えませぬ。年配のかたが荷台の高いトラックの上に載せるよりは、やはり軽トラの低い荷台に載せるほうが私は需用が高いのかなという思いもありまして、できればここは削除してもらったほうがいいのかという思いと、ただ、いま事業が進んでいます木古内の事業者のほうは、軽トラックは対象外ということで、それが整合性がとれないんじゃないかっていう考えもあつてのことかなという思いも思っておりますが、今回は漁業活動支援事業ということで業種が限定されていると思ひます。ここで、それで検討してみても思ひますけれども、いかがでしょうか。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** ただいま、廣瀬議員のほうからご指摘がありました、軽トラックを外したということですね。やはり軽トラは一般的に漁業者にとっては、日常的に使われる車両であるというような認識が我々はどうしても持っています。汎用性はどうしても高いというのも理由にはあるんですけれども、やはり例えば今回認めていますのはトラック、あるいはユニック付きのトラックですとか、それからまたフォークリフトなんかも対象には一応なるという予定でおります。ただ、やはり漁業活動においては、必然だということは感じてはおりますけれども、やはり中小企業の支援補助金との関係なんかもありますものですか

ら、やはりそこについては今回は対象外とさせていただきたいということで、整理させていただきました。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 私もちよっと資料の16ページなんだけれども、全体的に一般質問でしましたけれども、密漁監視灯の整備事業ということで、ほぼ約500万円近い金額載っています。写真を見るとこれ2箇所ということになっているんだけれども、大変1kmぐらいの領域が見れる、照らすことができるというようなことなんだけれども、これはあれですか2箇所を選定したってということは、場所です。アワビ・ウニってというのは、やはり地元では基幹事業ですので、非常に大事な事業かなっていうふうに思っています。ただ、場所的にはひいきするわけじゃないんですけれども、例えばどうでしょう、一般にちょっとよく聞く密漁関係のサラキだとかああいう場所は昔から地元では非常に良い漁場で、アワビ関係も含めて非常に捕れるところだというふうにちょっと言われてきているんだけれども、こういう部分に関しては後々対応できるものなのかなとちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** ただいまの密漁監視灯の関係ですけれども、まず2箇所選定したのは、これは漁業者さんの要望がありました。1箇所については札苅地区なんですけれども、もう1箇所はいままだ確定ではないんですけれども、一応木古内の坊公園あたりに設置をしまして、180度を照らしていくというような予定でおります。いま新井田議員おっしゃっていましたように、例えばサラキのほうだとかと言うのは、基本的にはいま防犯カメラも付いていますので、そちらのほうで対応していただくと。今回、札苅地区と木古内地区につきましては、全くそういうものがないものですから、そこで一定程度密漁を防止をするための施策ということで、今回そこに設置をさせていただく。また、木古内地区については、まだ未確定ですけれども一応そういう状況でございます。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 担当課長のほうから説明いただきまして、概ねだいたいわかりましたけれども、木古内のいまのまだ設置場所がどうだこうだっていうようなことなんですけれども、この密漁に関しては木古内地区っていうのはやはり対象になるんですか。例えばアワビだとかウニとかっていうのは、基本波受け消波ブロックが沖にあって、その部分がどうだこうだっていうようなことなのかと思うんだけれども、その辺ちょっと聞きたいんですけれども。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** 基本的にはあるんです。アワビもありますし、去年の10月頃だと思うんですけれども、密漁で捕まったのがあります。そこは、全く前浜の状況でした。

230個ぐらいのアワビ、結構小さいものから根こそぎ持って行かれたという話は聞いておりますので、やはりそこら辺の対策も含めて、今回はそういう措置をとらせていただきたいということでお願いします。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** わかりました。ちょっと木古内地区は砂場でそんな状況かなとは思っていたんですけれども、わかりました。

あと、サラキ地区の件なんですけれども、担当課長のほうから防犯カメラ付いているよというちょっとお話いただきました。この辺の時期的な部分も当然あるんだろうけれども、いまアクアラング付けてウエットスーツ着て、ほぼ夏冬関係ないのかっていうような状況なんだけれども、いわゆる監視カメラの定期的な検査っていうのはどういうふうにされているの。その辺ちょっと聞きたいです。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) いまは基本的には、要請があればそこは見るという形になります。なかなかしつかりと見えないんです。ですので、基本的には例えばゴムボートが出ているですとか、あとは車の車種です。そういったもので判断をさせていただいているという状況でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時41分  
再開 午後3時00分

#### 議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（又地信也君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君） ただいま上程となりました、議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

このたびの一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令・省令等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容や詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君） 詳細説明をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（幅崎英樹君） それでは、議案第4号について、説明させていただきます。

新旧対照表により説明しますので、資料番号1の32ページをお開きください。

このたびの改正につきましては、それぞれ適用日が異なるため、第1条改正と第2条改正に分けております。

まず、第1条改正になります。税条例の附則第10条の読替規定の改正ですが、こちらは地方税法の改正により、新たに加えられた軽減条例を読替規定に追記するものです。

次に、中段に記載しております第10条の2に第27項を追加する改正についてですが、従前から地方税法に規定されていた固定資産税に係る設備投資に対する軽減特例の適用期間が2年延長されたことに伴い、その軽減率を定めるもので、全額軽減するため率についてはゼロとしております。

次に、下段に記載しております第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税についての改正は、現行の軽減期間を6か月間延長するものです。

一番下に記載の第24条の新設条文は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きについてで、既存の徴収猶予に係る申請手続き等の取り扱いを新型コロナウイルス感染症の特例に係る手続きにも準用させるためのものです。

33ページをお開きください。

ここから第2条改正となります。

まず、税条例の附則第10条と第10条の2に定められている読替規定の改正ですが、こちらは先ほどの第1条改正で追記された条文の条ずれを解消するためのものです。

一番下に記載の第25条の新設条文は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例についてです。国が指定する大規模な文化芸術・スポーツイベント等が中止になった際に、参加予定者が払戻金の受領を辞退した場合には、払戻金の額の一部が税法上の寄付金控除として、住民税から控除される特例が設けられたものです。

34ページをお開きください。

第26条の新設条文は通称、住宅ローン控除と言われる住民税の軽減措置の適用について、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅建設に遅れが生じて入居が遅れた場合でも不利益が生じないよう適用期間を1年間延長する救済措置です。

以上、改正内容の説明でしたが、それぞれの適用日については、第1条改正は令和2年4月30日から、第2条改正は令和3年1月1日からの適用となります。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 平野です。

資料の説明をいただきました。資料33ページの今回新しく25条が作られましたが、ここに記載の要は「イベントが中止になると参加料金並びに入場料金が」という部分なんですけれども、我が町においてこれに対象になるような諸行事ってあるでしょうか。あるかないかの確認。

**○議長(又地信也君)** 税務課長。

**○税務課長(幅崎英樹君)** 寄付金税額控除特例の関係ですが、いま国のほうで文化庁あるいはスポーツ庁のほうで、対象になる行事の一覧をホームページ上で掲載してございます。

この中で確認した中では、当町の行事はございません。「大規模な」という条件付きですので、相当大きなクラシックコンサートだとか演劇です。そういったものが対象に上げられているということで理解をお願いします。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、厚生労働省及び北海道からの各種通達に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容や詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 税務課長。

○税務課長(幅崎英樹君) それでは、議案第5号について、説明させていただきます。

新旧対照表により説明しますので、資料番号1の35ページをお開きください。

附則に定められている保険税の減免特例に、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響によるものを新たに規定するものでございます。

基準の目安については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を廃止した場合、あるいは主たる世帯の生計を維持する者、通常世帯主になりますが、このかたの収入が3割以上減少する場合、その減少は割合と所得区分により、10分の10から10分の2までの割合で国保税を減額するものです。

減額の対象となる保険税につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定された令和元年度及び令和2年度の課税額が対象となります。

また、これらの減免により減収となった保険税につきましては、全額国費の補填でまかなわれます。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第6号 手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第15 議案第6号 手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第6号 手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部が改正されることから、本条例の一部を改正するものです。

資料番号1、議案説明資料36ページをお開き願います。

こちらに、条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用することとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

**議案第7号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について**

○議長(又地信也君) 日程第16 議案第7号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第7号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年4月1日から施行されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

このことにより、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施することができることとなり、資格研修の受講機会の拡充が見込まれ、放課後児童支援員の拡充が図られるものです。

資料番号1、議案説明資料37ページをお開き願います。

こちらに、条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



## 議案第8号 指定管理者の指定について

○議長(又地信也君) 日程第17 議案第8号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第8号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、来春の開業を予定している木古内町小規模多機能型居宅介護施設において、指定管理者による管理を行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものです。

1. 管理を行わせる公の施設の名称は、木古内町小規模多機能型居宅介護施設。
2. 管理を行わせる公の施設の所在地は、木古内町字木古内186番地10。
3. 指定管理者となる団体の名称及び代表者職氏名は、株式会社杉の木ケアサービス。代表取締役 光銭健三。
4. 指定管理者となる団体の住所は、木古内町字本町52番地の1。
5. 指定の期間は、令和3年1月1日から令和6年3月31日までです。

なお、議案説明資料資料番号1の38ページに、指定管理者となる事業者の概要を記載しておりますので、ご参照を願います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

- 同意案第1号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第2号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第3号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第4号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第5号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第6号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第7号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第8号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第9号 木古内町農業委員会委員の選任について  
同意案第10号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第18 同意案第1号から日程第27 同意案第10号までの木古内町農業委員会委員の選任については一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま一括上程になりました、同意案第1号から第10号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料、資料番号1の39ページと40ページに、委員候補者の一覧を掲載しておりますのでご参照願います。

現在の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となります。

本件は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、同意を求めるものです。

新たな農業委員としまして、いずれも農業に関する識見を有する。

同意案第1号では字鶴岡177番地 岸 智美氏、同意案第2号では字瓜谷44番地5 手塚宣彰氏、同意案第3号では字大川95番地1 川瀬雄二氏、同意案第4号では字建川58番地1 岡山徹氏、同意案第5号では字鶴岡223番地 東出雅史氏、同意案第6号では字大平60番地89 森永康男氏、同意案第7号では字本町557番地38 多田幸広氏、同意案第8号では字新道113番地 林 イク子氏、同意案第9号では字中野18番地1 江川スエ子氏、同意案第10号では字新道104番地 鈴木了介氏の以上10名の方々を適任と考え、選任したいと存じます。

委員候補者の経歴、推薦理由等は資料をご確認いただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。皆様には、ご審議を賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第3号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第4号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第5号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第6号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第7号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第8号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第9号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第9号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第10号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立。

よって、本案については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

### 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第28 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

## 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第29 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出洋一です。

意見書案第1号 令和2年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。提出者 木古内町議会議員 東出洋一、賛成者 木古内町議会議員 手塚昌宏、同じく吉田裕幸。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公共サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財政対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。実際に、2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

よって、記載しております以下の9点を重点として、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 意見書案第2号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第30 意見書案第2号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) 5番 安齋 彰です。

意見書案第2号 令和2年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 安齋 彰、賛成者 木古内町議会議員 新井田昭男、同じく相澤 巧。

意見書案第2号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

いま地方自治体では、新たに発生・拡大している新型コロナウイルス感染症対策として、地域住民に対して緊急な対応を要する課題に直面しています。

新型コロナウイルス感染症は、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目途は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。

このため、各自治体では住民の命と生活を守るために、感染症拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など様々な対策が取られています。

しかしながら、4月30日に成立した2020年度一般会計補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っていません。政府は現在、2020年度第2次補正予算に向けた準備を進めていますが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においてのさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠です。

このため、2020年度補正予算において、新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求め、政府に以下の事項の実現を求めることから、記載しておりますとおり以下3点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 意見書案第3号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第31 意見書案第3号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 手塚昌宏君。

○2番(手塚昌宏君) 2番 手塚昌宏です。

意見書案第3号 令和2年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 廣瀬雅一、同じく竹田 努。

意見書案第3号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争に晒され、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。

さらに、近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りになっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人・物・情報などが滞っており、いっそう経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取り組みが急務となっている。

一方、政府がことし3月に新たに策定した、今後の10年間の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の推進にあたっては、同基本法での「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念のもと、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が需要となっており、産業政策との車の両輪としての実効性ある具体的な施策が求められている。

については、新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、記載しておりますとおり以下3点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。



質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第32 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 吉田裕幸君。

○4番(吉田裕幸君) 4番 吉田裕幸です。

意見書案第4号 令和2年6月18日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 手塚昌宏、同じく新井田昭男。

意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であることから、記載しており

ますとおり以下3点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第33 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆さんどうも、ご苦労様でした。

( 午後3時47分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月18日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 廣 瀬 雅 一

署 名 議 員 竹 田 努